

本人限定受取郵便物の到着のお知らせを 音声読上げ機能を付けたものに改善してほしい

1 相談内容

郵便サービスの一つに「本人限定受取郵便」があるが、視覚障害者は、郵便局からその郵便物到着のお知らせが届いても、読み取る術がなく、どのような内容の通知かわからないため、差出人からの郵便物と引き換えるために必要となる郵便局への連絡ができない。

他の通知では、例えば日本年金機構から送付されるねんきん定期便や年金額改定通知書、市区町村のお知らせ文書など、スマートフォンをかざせば音声で読み上げる機能を付けたものが多くあり、障害者差別解消法がある中、本人しか受け取れない郵便物のお知らせに、このような措置が講じられていないのは、障害者に対する差別が解消されていないと感じてしまう。

このため、郵便局から送付される「本人限定受取郵便物の到着のお知らせ」を入れた封筒に音声コードを付け、視覚障害者でもその通知内容が確認できるようにしてほしい。

(注1) 本相談は、管区行政評価局が受け付けたものである。

(注2) 平成29年3月24日、行政苦情救済推進会議（本省）に諮った上、日本年金機構に対して、視覚障害の障害年金受給者宛ての年金額改定通知書等に年金額等の個別情報に係る音声コードを印刷して送付することなどを検討することを、あつせんしている。

2 制度概要等

(1) 本人限定受取郵便について

本人限定受取郵便は、郵便物を確実に本人に配達するための郵便サービスであり、郵便物等に記載された名宛て人、又は差出人が指定した代人一人（特例事項伝達型は代人を指定できない。）に限り、郵便物等を渡すものである。本人限定受取郵便の種類は、本人確認レベル、配達サービスの有無、本人確認情報の差出人への伝達の有無等により、基本型、特例型、特定事項伝達型の3種類がある。

利用料金は、基本料金に書留料金及び本人限定受取料金（105円）が加算され、また、郵便局での保管期間は10日間であり、種類の種類による差はない。保管期間中に通知書に記載された手続をとらなかった場合、当該郵便物は差出人に返還される。

それぞれの種類の比較等については、表1のとおりである。



表1 本人限定受取郵便の種類等

	基本型	特例型	特定事項伝達型
対象商品	郵便物、ゆうメール、ゆうパック	郵便物、ゆうメール、ゆうパック	郵便物
事前の利用の申出	-	-	あらかじめ差出郵便局に利用の申出を行う必要あり
受取人への連絡	郵便局からの通知書。	郵便局からの通知書。 電話番号が分かれば電話連絡	郵便局からの通知書。 電話番号が分かれば電話連絡
郵便物交付場所	郵便窓口	郵便窓口または名宛て人に配達	郵便窓口または名宛て人に配達
本人確認書類	写真付き公的証明書：1点 写真の付いていない公的証明書または写真付き職員証・学生証等：2点	公的証明書：1点	公的証明書：1点
本人確認情報の差出人への伝達	-	-	本人確認書類の名称等の情報が日本郵便のHP（登録制）からダウンロードできる。 ※「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する本人確認レベル
利用例	※差出人がどの類型で送付するかを選択するため、基本型の具体的な利用例までは見つけられなかった。	マイナンバーカード受取り	クレジットカード受取り、 キャッシュカード受取り
年間取扱便数	約67万		約322万

（注）利用例については、当局調べ。年間取扱便数については、平成28年4月15日に関東管区行政評価局が公表した「本人限定受取郵便の利用者利便の向上に関する相談への対応について」の報道資料から引用している。その他は、日本郵便HPに基づき、当局において作成。

写真付き公的証明書の具体例：運転免許証、日本国旅券（パスポート）、個人番号カード等

写真の付いていない公的証明書または写真付き職員証・学生証等の具体例：健康保険証、職員証、学生証

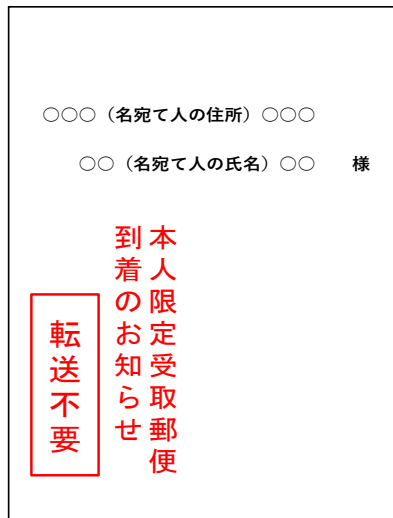
公的証明書の具体例：運転免許証、日本国旅券（パスポート）、個人番号カード、健康保険証等

本人限定受取郵便が郵便局に届いた場合、まずは、郵便局から名宛て人に対して「郵便物等の到着のお知らせ」（以下「到着のお知らせ」という。）が郵送される。到着のお知らせは郵便局の封筒に封入されて名宛て人に郵送される。

名宛て人は、郵便局から届いた到着のお知らせを受け取った後、郵便局に連絡し、運転免許証等の公的証明書を郵便局の窓口又は名宛て人の配達先（特例型及び特定事項伝達型）で提示して、差出人からの郵便物を受け取ることができる（到着のお知らせを封入した封筒と、到着のお知らせの例は参考のとおり）。



(参考①) 到着のお知らせを封入した封筒の例 (イメージ図)



(注) 実際には、郵便局での通信事務郵便の封筒を使用している。
 裏面には、差出郵便局名、住所等が記載されている。
 赤字はスタンプ。
 本イメージ図は当局において作成

(参考②) 到着のお知らせの例

整理番号 _____

年 月 日

*連絡先: 日本郵便株式会社 郵便局 部
 TEL: 〇〇-***-〇〇〇〇 (電話受付時間 〇:〇〇~〇〇:〇〇)
 FAX: 〇〇-***-〇〇〇〇

本人限定受取郵便物特定事項伝達型の到着のお知らせ

<到着した郵便物>

ご住所	市	町	丁目	番	号
受取人様	様				
お問い合わせ番号					

____ 様からあなた様宛に本人限定受取郵便物特定事項伝達型 (受取人ご本人様に限定してお渡しし、所定の事項を差出人様にお知らせする郵便物) が到着しており、下記1の郵便局で保管期限まで保管しております。

つきましては、上記のご住所に配達いたしますので、**受取人ご本人様**のご都合のよい配達日及び時間帯を上記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください (FAXの場合は下記2の表に配達日をご記入の上、配達時間帯の番号に〇をして送信してください)。

なお、電話でご連絡いただいた際、配達時にご提示いただく本人確認資料の名称、記号番号及び生年月日等をお聞きしますので、お手元に別添 (お受取りの際のご注意事項) 及びこれに記載の本人確認資料をご用意ください。

1. 保管郵便局・保管期限

保管郵便局	郵便局	保管期限	月 日 () まで
-------	-----	------	------------

2. 指定可能な配達時間帯等

配 達 日	配達時間帯	配達日当日の受付締切時刻
月 日	① 午前中	7:00
	② 12時頃~14時頃	7:00
	③ 14時頃~16時頃	13:00
	④ 16時頃~18時頃	15:00
	⑤ 18時頃~20時頃	17:00
	⑥ 19時頃~21時頃	17:00

3. ゆうゆう窓口でのお受取り
受取人ご本人様が、郵便局の**ゆうゆう窓口**でお受取りいただくこともできますので、ご希望の郵便局 (ゆうゆう窓口を設置している郵便局に限ります) を上記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください (FAXの場合は以下に郵便局名をご記入の上、送信してください)。

ご希望の郵便局	郵便局
---------	-----

4. お受取りの際に必要なもの
 配達又はゆうゆう窓口でのお受取りの際は、**本人確認資料等が必要**となりますので、別添 (お受取りの際のご注意事項) をご一読ください。

【10-034】

本人限定受取郵便物特定事項伝達型のお受取りの際のご注意事項

- 1 「本人限定受取郵便物特定事項伝達型」は、次のような郵便物です。
 - ① 配達又はゆうゆう窓口でお渡しする際、下記の「**本人確認資料一覧**」のうち**1点**をご提示いただき、郵便物に記載されている受取人ご本人様であることを確認させていただきます。**(ご本人様以外の方にはお渡しできません。)**
 - ※ 本人確認資料の種類を、「基本型」よりも限定させていただいておりますので、ご了承ください。
 - ② 確認結果として、弊社社員が次の事項を記録し、差出人様にお知らせします。(記録させていただいた本人確認資料の名称等の個人情報は、差出人様へのお知らせのためのみ使用し、郵便局において適切な安全管理措置を講じて管理・保管いたします。)
 - ア 本人確認資料の名称、記号番号及び記載されている受取人ご本人様の生年月日
 - ※ 本人確認資料によっては、記号番号がない場合がありますが、その場合は、記号番号以外の情報を差出人様にお知らせします。
 - ※ マイナンバー(個人番号)及び基礎年金番号は、記録及び差出人様へのお知らせはいたしません。
 - イ 郵便物をお渡した日時
- 2 **差出人様に1の②の情報を知らせることについてご承諾いただけない場合は、上記の確認を行うことなく、郵便物を差出人様にお返しいたします。**
- 3 **ゆうゆう窓口でお受取りになれる際は、封筒の「本人限定受取郵便物特定事項伝達型の到着のお知らせ」を封筒裏面に提出してください。**
- 4 郵便物をお受取りの際は、配達証に受取人様の印鑑の押印又は署名をしていただきます。

<p><本人確認資料一覧> (住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限り、)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 旅券(パスポート) ② マイナンバーカード(個人番号カード)(マイナンバー(個人番号)の「通知カード」はお取扱いできません。)、写真付き住民基本台帳カード ③ 運転免許証 ④ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。) ⑤ 官公庁がその職員に対して発行した写真付き身分証明書 ⑥ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証 ⑦ 共済組合員証 ⑧ 国民年金手帳、年金手帳 ⑨ 公の機関が発行した写真付き資格証明書(療育手帳、身体障害者手帳等) ⑩ 在留カード ⑪ 特別永住者証明書 ⑫ 外国人登録証明書(「在留の資格」欄(在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄)に「特別永住者」の記載があるものに限ります。) ⑬ 届出避難場所証明書(郵便物を受け取る日前6か月以内に作成されたものに限ります。)
--

※ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、特定事業者(金融機関等)に対しては、厳格な本人確認等の実施義務が課せられており、本人限定受取郵便物特定事項伝達型は、同法により課されている本人確認を郵便物の配達又は交付時に特定事業者に代わって実施し、その情報を差出人様にお知らせするものです。

このため、本人確認資料の住所・氏名の記載が、郵便物に記載されている宛名と相違している場合は、郵便物をお渡しすることができませんので、あらかじめご了承ください。

※ 郵便局では、郵便物等を確実に配達するために、差出しの際、受取人様の電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。

なお、**記載された電話番号等については、郵便物等のお届けに関するご用件に利用させていただきますので、ご承諾のほどよろしくお願いたします。**

〇〇〇〇郵便局

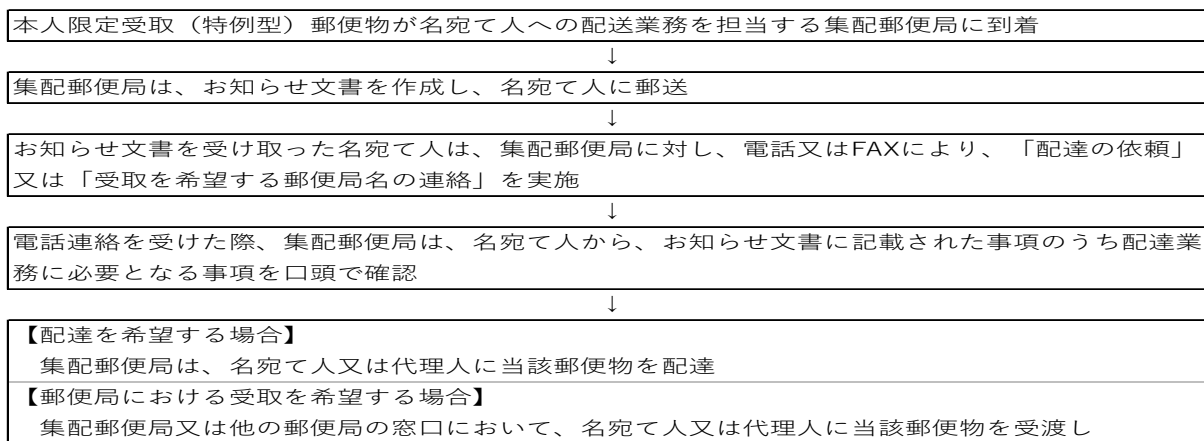
(注) 平成 31 年 3 月 28 日、北海道管区行政評価局が公表した「行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん 日本郵便株式会社北海道支社に改善を要請」の報道資料から引用した。

なお、特例型と特定事項伝達型については、名宛て人の電話番号が分かる場合には、視覚障害者か否かにかかわらず、電話連絡も行っており、日本郵便の HP において、「受取人の電話番号を表面に記載してください。(配達を担当する郵便局から受取人へ電話連絡いたします。)」と記載している。

本人限定受取郵便(特例型)郵便物の一般的な配達、受取の運用の流れは表 2 のとおり。



表2 本人限定受取（特例型）郵便物の一般的な配達、受取の運用実態



(注) 平成29年7月20日、近畿管区行政評価局が公表した「郵便局から送付される「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」の文字の高齢者等への配慮について」の報道資料から引用している。

(2) 障害者差別解消に関する法令等

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項では、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」とし、同条第 2 項では、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」とされている。

また、「総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（「以下「対応指針」という。）第 2-2-(2)では、「過重な負担については、(略)以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」

- 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
 - 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
 - 費用・負担の程度
 - 事務・事業規模
 - 財務状況」
- としている。

(3) 視覚障害者の現状等

身体障害者手帳を所持している視覚障害者数（平成 28 年度）は、約 31 万人であり、その所持する障害者手帳の等級別の人数、割合等は、表 3 のとおりである。等級は、1 級から 6 級まであり、1 級が最も重度の視覚障害である。

表 3 身体障害者手帳を所持している視覚障害者数（平成28年度）（単位：千人）

	総数						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
総数	312	119	108	24	19	26	16
割合（％）	100.0%	38.1%	34.6%	7.7%	6.1%	8.3%	5.1%
65歳未満	91	26	35	6	6	13	5
65歳以上	221	93	73	18	13	13	11

「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）を基に当局において作成

（参考）身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号）

級別	視覚障害
1級	両眼の視力（万国式視力表によって測つたものをいい、屈折異常のある者については、きよう正視力について測つたものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの

なお、社会福祉法人日本盲人会連合が平成 31 年 3 月に公表した「我が国の視覚障害者の将来～将来ビジョン検討委員会 報告書～」によれば、「視覚障害者が情報にアクセスするためには、その視覚障害者が情報を理解できる媒体が必要となる。例えば、従来から利用されている点字や音声に比べ、現在では拡大文字、テキストデータ、各種コード（音声コードなど）なども利用され、利用する視覚障害者によって必要とする媒体は異なっている。」との現状が報告されている。

(4) 音声コードについて

音声コードとは、印刷物に掲載された文字情報を約 2cm 四方の二次元コードに変換したもので、身体障害者福祉法（平成 24 年 12 月 26 日法律第 283 号）によって給付対象になっている専用の読み取り装置や携帯電話・スマートフォンを使用することで、記録された情報を音声で得ることができるものである。

音声コードがある位置の横には、半円の切り欠きがあり、これは、視覚障害者の方が触覚によりコードの位置を把握できるようにするためである。

この切り欠きは、音声コードを片面のみに添付する場合は半円を1つ、両面に添付する場合は半円を2つ、用紙の端に入れている。

上記1「相談内容」の注2のあっせん事例では、「年金額改定通知書に音声コードを印刷する場合には、ねんきん定期便の音声コードの印刷費用（1件当たり約25円。コード使用のライセンス料及び作業費用）と同程度の金額を加算した年金額改定通知書の印刷費用を確保しなければならない。」との意見が日本年金機構から提出されている。

(参考) 音声コードの切り込みの例（「総務省の行政相談」のパフレットより）
右図の、左の赤枠が音声コードで、右の赤枠が切り欠きである。



3 調査結果及び関係機関等の意見

(1) 日本郵便株式会社の意見

ア 本案件と同じような要望について

2014年4月から2019年12月までの間、日本郵便株式会社に寄せられたお客さまの声のうち、本相談内容と同様の申出件数は1件である。

イ 対応指針に対する考え方

要望の内容に応じて、費用・負担の程度等に鑑み、対応を検討することとしている。

ウ 希望者に対して、点字、音声コードを付与することについて

現在、具体的な対応はしていないが、希望者に対し、音声コード情報を提供するなどの視覚障害者への配慮を検討しているところである。

その際、オペレーションの規模や費用の見極めが必要であるため、実現可能な対応方法について検討している。

点字については、現在、本人限定受取郵便物以外で、点字不在配達通知カードを導入している（注）。

名宛て人への電話連絡については、基本型は、差出人から受取人の電話番号を求めることとしておらず、オペレーションが一つ増えることとなり、対応は難しい。

（注）平成4年11月、視覚障害者あての不在持ち戻り郵便物の通知方法として、点字不在配達通知カード（黄色）を導入した。点字不在カードには、「ご不在のため郵便物等をお預かりしている」旨と、配達を受持つ郵便局の電話番号が記載されており、事前に利用者から申出があれば、不在時に、不在配達通知書と点字不在配達通知カードを併せて差入れ、配達に伺った際に、回収するというものである。

平成29年には、利用者からの問い合わせに郵便局職員が適切に対応できるよう、社内の内規にも取扱い方法を明記し、再度社員周知を行うとともに、追加調達を実施し、希望があった際に対応できる体制を準備してきた。

エ 規定の改正等について

今回対応するとなれば、社内の規定、マニュアルの改訂を要する。
なお、内国郵便約款等（総務大臣認可）の改定は必要ない。

(2) 総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課の意見

ア 日本郵便株式会社法や郵便法に基づき、日本郵便株式会社を監督する官庁として、日本郵便株式会社に対する国民からの苦情や意見・要望に対する改善等に向けた対応の考え方や指導の方法について

消費者基本法（昭和43年法律第78号）第5条第1項第4号に基づき、日本郵便株式会社を含めた事業者は、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理する責務を負っているところ、同社では苦情受付の窓口としてお客様サービス相談センターを設置する等、同法に則った対応に努めているものと承知している。

イ 障害者からの苦情等について、本対応指針等により、どのようなレベルまで対応すべきであるか、また、本件行政相談のような具体の要望（視覚障害者を含めた障害者から貴局や日本郵便株式会社に要望）について、日本郵便株式会社に対して、どこまで対応することを求めることが可能かについて

障害者からの苦情等に関する対応については、障害者差別解消法（平成25年法律第65号）第8条の規定に基づき、総務省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項に関して、総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年総務省告示第122号）として定め、情報流通行政局郵政行政部から、日本郵便に対してその内容を通知している。

日本郵便においては、対応指針に基づき、視覚障害者を含めた障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めているものと承知している。

ウ 今回の行政相談への対応等は、郵便法第70条（郵便業務管理規程）等の変更に該当するか否か、また、同条等に基づき、総務大臣の変更認可を行う場合の手続きについて

本件の対応等にあたっては、現在総務大臣が認可している郵便業務管理規程の範囲内で実施可能なものであり、同規程を変更する必要はない。

なお、同規程を変更する場合にあつては、郵便法第70条の規定に基づき総務大臣の認可を受けなければならないこととなっており、認可に当たっては、同法第73条により審議会（情報通信行政・郵政行政審議会）への諮問が必要となっている。

(3) A 視覚障害者団体の参考意見

本相談内容に関する視覚障害者の郵便の受取方法等について、参考意見を聴取した結果は、以下のとおりである。

ア 視覚障害者にとっては、当該封筒がどこから来ているか分かることが重要であり、点字であれば特定の所から来ているので分かりやすく、これに音声コードを加えるのであれば有効である。

封筒がどこから来ているかが分かれば、封筒の中身を誰かに見てももらうことも可能であるため、まずは、封筒の差出人が誰かを明らかにしてほしい。中身の文書に音声コードを付与することとなると費用がかかるため、そこまでは必要ない。

イ 音声コードだけでは視覚障害者が分かるとは言えず、点字と音声コードを組み合わせる等の対応がよい。

ウ 日本郵便では、本人限定受取郵便物以外で、郵便物を持ち帰った際の不在連絡の際に点字の札のようなものを使用している。事前に郵便局に視覚障害者であることの情報を登録しておけば、点字により、郵便物を持ち帰ったことや郵便局の電話番号の情報を、視覚障害者に知らせる取組を行っており、そのような取組も参考になるのではないかと。なお、本件のような取組を行う場合には、それを行っていることを、視覚障害者に周知することも大切である。

その他、視覚障害者には、携帯電話をツールにしている人が相当数いるため、電話番号が分かるのであれば、電話をしたほうがよい。

4 考えられる課題等（問題意識）

- 日本郵便における障害者向けの本人限定受取郵便の取扱において、現行、点字と音声コードを付与した対応（到着のお知らせを封入した封筒及び到着のお知らせへの付与）は行われていないが、そうした現行の取扱い（実態）について、対応指針等に照らし、障害の社会的な障壁となっていないものと言えるか、また、障害の社会的な障壁の除去の実施は過度な負担となるものかどうか、検討が必要と考える。

また、点字又は音声コードの組み合わせによる対応の適否やその程度（到着のお知らせを封入した封筒への対応、到着のお知らせへの対応）の検討においては、視覚障害者のニーズや障害の状態等を踏まえることが重要と考える。

（注）

- ・ 調査した視覚障害者の団体は、封筒がどこから来ているか分かることが重要であり、点字であれば特定の所から来ているので分かりやすく、これに音声コードを加えるのであれば有効であるとしている。
- ・ 視覚障害者の等級のうち、一番の重度である1級の者の割合及び人数が一番多く、次に2級の者が多い（「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」）。

- また、名宛て人である視覚障害者に対し、電話で連絡することが有効な手段であるとみられるところ、本人限定受取郵便のうち、特例型及び特定事項伝達型では、差出人が受取人の電話番号を記載していれば、視覚障害者か否かにかかわらず電話連絡を行うこととされている。

他方、基本型では、視覚障害者を含め電話連絡を行うこととされておらず、また、特例型及び特定事項伝達型でも電話番号が記載されていなければ視覚障害者に電話連絡がされていないが、そうした現行の取扱い（実態）は、社会的な障壁となっていないものと言えるのか疑問である。

（注）

- ・ 日本郵便では、電話連絡の取扱は、オペレーションの増加につながるものとしている。

（参考）現状での視覚障害者への対応状況

	基本型	特例型	特定事項伝達型	（参考）不在連絡 （注2）
点字	×	×	×	○（要登録）
音声コード	×	×	×	—
電話	×	△（注1）	△（注1）	—

（注1）差出人が電話番号を記載すれば視覚障害者であるか否かにかかわらず、電話連絡を行うが、電話連絡の記載がなければ、視覚障害者であっても電話連絡はされない。

（注2）ここでいう不在連絡は、本人限定受取郵便ではなく、書留等の配達に係る不在連絡である。

※ 当局において作成

標準報酬改定に係る決定書の教示事項について

1 相談内容

厚生年金保険法第 21 条に基づく標準報酬月額決定通知書は、保険者（日本年金機構）から事業者へ送られ、その後、被保険者に送付される仕組みになっているが、事業者に送られる決定通知書には教示事項（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に不服申し立てができることの教示）があるものの、被保険者宛ての決定通知書については、教示事項は記載されていない。

事業者宛ての決定通知書には、標準報酬月額の内容をすみやかに被保険者に伝えなければならないといった記載もあるが、被保険者の中には、標準報酬月額に不満のある者もおり、不服申立ての方法があることを決定通知書において教示すべきではないか。

(注) 本相談は、総務省行政評価局が受け付けたものである。

2 制度概要及び調査結果

(1) 標準報酬額の定時決定について

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7 月 1 日現在で使用している全被保険者の 3 か月間（4～6 月）の報酬月額を算定基礎届により厚生労働大臣（厚生労働大臣の権限に係る事務の委任により日本年金機構（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号、以下「法」という。）第 100 条の 4））に届出し（法第 27 条）、厚生労働大臣（法第 100 条の 4 により日本年金機構）は、この届出内容に基づき毎年 1 回、標準報酬月額を決定し直している（定時決定）。決定し直された標準報酬月額は、9 月から翌年 8 月までの各月に適用される（法第 21 条第 1 項）。

(2) 決定内容の通知について

厚生労働大臣（法第 100 条の 4 により日本年金機構）は標準報酬月額決定を行ったときは、その旨を、報酬月額に関する届出義務（法第 27 条）を負っている当該事業主に通知しなければならない（法第 29 条第 1 項）。

また、事業主は、厚生労働大臣（法第 100 条の 4 により日本年金機構）から標準報酬月額決定の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない（法第 29 条第 2 項）。

事業主が上記の通知義務に反して正当な理由なく通知しなかった場合には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される（法第 102 条第 2 号）。

なお、事業主から被保険者への通知方法や様式について定めた法令はないが、日本年金機構の HP では、以下のとおり、事業主から被保険者に対しての通知様式例が掲載されている。

健康保険・厚生年金保険
標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)

氏名 例示

<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	平成 年 月 日	標準報酬月額	(健保) (厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	平成 年 月	従前の標準報酬月額	(健保) (厚年)	千円
			決定後の標準報酬月額	(健保) (厚年)	
<input type="checkbox"/>	随時改定	平成 年 月	従前の標準報酬月額	(健保) (厚年)	千円
			改定後の標準報酬月額	(健保) (厚年)	
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	平成 年 月 日	標準賞与額	(健保) (厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	平成 年 月 日			

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…
 ・資格取得時の決定…資格取得時(入社)し被保険者となった場合
 ・定時決定…毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定)
 ・随時改定…報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定)
 ・賞与支払時の決定…賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定)
 ・資格喪失日…退職日の翌日

平成 年 月 日 事業所所在地 _____
 事業所名称 _____
 事業主氏名 _____

(参考) 事業主から被保険者に対する通知様式例 (日本年金機構 HP に掲載)

(3) 標準報酬月額の決定に係る審査請求と教示について

法第 90 条では、「厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」としている。

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 82 条第 1 項では、「行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。」としている。

このため、行政不服審査法に基づき、報酬月額に関する届出義務及び保険料納付義務(法第 82 条第 2 項)を負っており、「処分の相手方」である事業主に対し、上記 2 (2) の通知に、決定に関して不服があるときなどの審査請求等についての教示(※1)を行っている。

また、行政不服審査法第 82 条第 2 項では、「行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。」(※2)としており、利害関係人である被保険者から求めがあれば、教示を行っている。

※1 標準報酬決定通知書における教示事項

1 この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定（以下「決定」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求のあった日から2か月を経過しても決定がないときや、この通知書の決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決定を経なくても提起できます。この訴えは、決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

2 この通知書を受け取ったら、すみやかに確認された資格取得年月日および決定された標準報酬を、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。

（注）日本年金機構の資料による

※2 「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」（平成28年1月、総務省行政管理局）には次のとおり記載されている。

処分の相手方以外の利害関係人には、上記（1）の教示（当局注：行政不服審査法第82条第1項による教示）はなされないが、処分庁に対して教示を求めることができる。「利害関係人」とは、当該処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう（行政不服審査法第13条1項。第2編第3章2（2）（46ページ）参照）。口頭による処分などで、処分の際に教示がなかった場合には、処分の相手方も含まれる。

行政庁は、利害関係人から教示を求められた場合には、不服申立てについての教示をしなければならない（法第82条2項）。

なお、(1)及び(2)の手続をまとめると、以下の図1のとおりとなる。

図1 標準報酬決定に係る手続の流れ



（注）当局において作成

3 関係機関の意見等（厚生労働省年金局・日本年金機構）

(1) 被保険者への教示について

「届出」については、法第 27 条で適用事業所の事業主は被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び標準賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届けなければならないとされている。

一方、「通知」については、法第 29 条第 1 項に、「厚生労働大臣は、（中略）標準報酬の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を当該事業所に通知しなければならない。」とされており、法第 29 条第 2 項に、「事業主は、前項の通知があったときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。」とされている。

また、行政不服審査法第 82 条第 1 項においては、行政庁に対して、審査請求をすることのできる処分をする場合には、「処分の相手方」に対し、当該処分についての審査請求をすることができること等の教示をしなければならないと規定されており、同条第 2 項においては、利害関係人から教示を求められたときは、当該処分についての審査請求をすることができること等を教示しなければならないと規定されている。

これらの法令を踏まえて、日本年金機構では、処分の相手方である事業主に対して送付する決定通知書について教示事項を記載している。また、被保険者については、利害関係人であるため、直接の通知は行っていないが、求めがあれば、適切に教示を行っているとしている。

(2) 被保険者への記録のお知らせについて

被保険者の権利保障の観点から、全ての被保険者に、毎年 1 回、直近 1 年間の加入記録や標準報酬月額等を記載した「ねんきん定期便」を送付し、自身の記録に誤り等がないかを確認いただいている。

仮に、自身の記録に誤り等があると考えられる場合には、処分が行われた日からの期間にかかわらず、年金記録の訂正の請求（法第 28 条の 2 第 1 項）を行うことが可能であり、日本年金機構においてその手続を案内している。当該請求が行われた場合には、請求に対する決定に関して不服があれば審査請求ができることとされており、請求者へ決定内容を通知する際にその旨を教示している。

(3) 標準報酬月額の算定方法について

標準報酬月額については、事業主から提出される算定基礎届に記載されている報酬月額に基づいて、機械的・客観的に算定されており、行政庁による裁量の余地はない。

なお、日本年金機構においては、この算定基礎届の内容について、必要があれば事業所調査を行うなどの確認を行っている。

4 考えられる課題等（問題意識）

- 法令上、標準報酬月額決定に関し、被保険者は「処分の相手方」ではなく、「利害関係人」であり、被保険者に対し積極的に教示を行う必要はなく、その者の求めに応じて教示すればよいことになっている。
- 他方、被保険者は、標準報酬月額決定により影響を受けることになる（保険料を支払うことになる）立場にあり、標準報酬月額決定に不服がある場合には不服申立てを行うことができることになっている。
- 標準報酬月額決定に対し不服のある被保険者が存在する場合、被保険者に対する教示を積極的に行うこととされていない現状の行政不服審査法に基づく手続は、被保険者が実際に不服申立てを行うことができる期間を担保したものとなっているかなど、被保険者の権利保障を十分確保したことになっていると言えるか疑問である。

「金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一」 第116回行政苦情救済推進会議までの意見を踏まえた対応状況

【相談内容】

私は成年後見人（以下「後見人」という。）として後見事務を行っているが、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

- 新規で口座を開設する場合、被後見人の本人確認書類として、運転免許証や健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という。）などの提示を求められることがあるが、金融機関へ提出した成年後見に係る登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）には、被後見人の住所、氏名、生年月日等が記載されているため、当該登記事項証明書でも被後見人の本人確認はできると思われる。他方、登記事項証明書のみでも手続きができる金融機関もある。
- また、既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることもあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかと思われる。後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。

【第116回推進会議の意見】

第115回で示された下記の意見を踏まえ整理した見解（別添）に基づき審議した結果、本件を検討するにあたっては、後見の設定手続について、現場（金融機関）の事情やニーズを把握し、登記事項証明書のみで可能とする実務的な方策はないか、関係機関（警察庁及び金融庁）の実務間で検討をする必要がある。

【第115回推進会議で示された意見】

後見制度の重要性に鑑み、後見人の負担軽減を図る観点から審議した結果は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び警察庁の見解（※）の蓋然性について補足確認を行い、その結果を踏まえて審議する。

※ リーガルサポート：

後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用するとは考えにくいとしている見解

警察庁：

登記事項証明書の提示のみでは犯収法上、顧客（被後見人）の本人確認方法としては認められないとする見解

【新規口座の開設への後見の設定に関する被後見人の本人確認方法の簡素化】

新規口座の開設は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）上の「特定取引」（犯収法第4条第1項）に該当する。

このため、後見人が被後見人の新規口座の開設に併せて後見の設定の手続をする際に、被後見人の本人確認書類として登記事項証明書（犯収法施行規則第7条第1項第1号ホ）を提示する場合には、併せて、i) 金融機関が被後見人の住居宛てに取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付すること（犯収法施行規則第6条第1項第1号ロ）、又は、ii) 被後見人の国民健康保険被保険者証や国民年金手帳等、官公庁が本人に限り発行した、被後見人の写真が貼付されていない書類（犯収法施行規則第7条第1項第1号ハ）を提示すること（犯収法施行規則第6条第1項第1号ハ）が必要とされている。

【既存口座への後見の設定に関する被後見人の本人確認方法の簡素化】

犯収法における本人確認を行わなければならないとされる取引業務のうち、既存口座に後見の設定を行う場合の規定はない。

このため、既存口座へ後見の設定の手続について、犯収法は直接適用されない。

【金融機関における被後見人の本人確認手続についての金融庁の見解】

既存口座への後見設定時における本人確認書類については、成年後見人の真正性を担保するものであり、制度を所管していない金融庁は画一的な基準を示す立場にはない。

他方、今後、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる中、成年後見人の利便性にも配慮しつつ、金融機関の事務の円滑化に向け、関係機関において、制度の所管省庁と連携のうえ検討されるよう促してまいりたい。

金融機関に対するアンケート調査により、金融機関の考え方等を把握することを検討

- 1 新規口座の開設手続について、登記事項証明書の提示のみによる本人確認で足りると要望するに値すると考えられる根拠（理由）を有していないかを把握
- 2 犯収法が適用されない既存口座への後見の設定手続において、例えば、被後見人の本人確認資料を、登記事項証明書の提示のみとすることについて、どのように考えるかを把握

「金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一」 第 115 回行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた照会・確認結果

第 115 回推進会議における主な意見	意見を踏まえた照会事項	リーガルサポートの回答
<p>○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という。）の見解では、「後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用するとは考えにくい」としている。</p> <p>一方、警察庁は、平成 29 年及び 30 年に規制改革ホットラインにおいて、後見人等が被後見人の名前を利用して取引を行おうとする場合が想定しうるとしており、リーガルサポートと警察庁の認識が真っ向から異なっているように見受けられる。</p> <p>このことに関し、リーガルサポートや警察庁から、実際に問題が発生したという事実や、どのような根拠で蓋然性が高いとしている、あるいは低いとしているのかについて、聴取しているか。</p> <p>○ 登記事項証明書をもって後見人が悪用しようとした場合、登記事項証明書によって、誰が行ったのかのトレースはできる。</p> <p>他方、座長のご意見にある、後見人と被後見人の間で口座をめぐる問題が起りうるということについては、それはまた、行政相談委員の方が意見を述べているが、裁判所への定期報告や、司法書士の場合はリーガルサポートへの報告があるので、このような仕組みにより抑制が図られることがある。警察庁には、登記事項証明書のみとした場合でも、このような抑制のための仕組みもあるということと言えるのではないか。</p>	<p>【照会事項 1】</p> <p>公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、「犯収法における本人確認の目的からしても、後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用されるとは考えにくいため、必要以上の証明書類の提出を求めないでもらいたい。（第 115 回資料 P8 の 4(1)ア参照）」とされている。</p> <p><u>この「後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用されるとは考えにくい」とされていることについて、どのようなデータ（根拠）をもって蓋然性が低いと考えているのか（考えにくいと言いつけるのか）を、具体的にご教示ください。</u></p> <p>【照会事項 2】</p> <p>成年後見人は、「選任後 1 か月以内に被後見人の財産目録及び年間収支予定表を作成し、家庭裁判所に対して提出しなければならない。…当該提出後、原則年 1 回定められた報告時期に、後見等事務報告書と財産目録等を提出する（第 115 回資料 P1 の 2(1)参照）」とされている。</p> <p>なお、当局では、本件を審議する基となった行政相談委員意見を提出した行政相談委員から、「管理している被後見人の口座について、i 出し入れする金額（一回ごと）は、差額ベッド</p>	<p>【照会事項 1 について】</p> <p>成年後見（法定後見）制度において、後見人が後見事務を行う場合には、その前提として管轄家庭裁判所が後見開始の審判をしている。</p> <p>当該審判の申立てをする場合には、被後見人となる本人に係る医師作成の「診断書（成年後見制度用）」、ソーシャルワーカー等作成の「本人情報シート（成年後見制度用）」、その他、戸籍全部事項証明書、住民票、登記されていないことの証明等の提出に加え、各種障害者手帳や介護保険被保険者証等を所持している場合は当該書類の写しの提出を行う。また、これらの提出書類の確認のほか、裁判官による審問、家庭裁判所調査官による事実の調査等が、書面審査又は面接の方法によって行われる。また、あらかじめ提出されている診断書に疑義等があれば、医師による精神鑑定が実施され、その鑑定書が家庭裁判所に提出される。</p> <p><u>これらの手続を経ることによって、本人については、後見開始の時点で既に必要十分な本人確認の手続が行われているといえる。</u></p> <p>また、後見が開始した後、1 か月以内に本人の財産の調査をし、その目録を作成することとされており、その後、1 年ごとの家庭裁判所への定期報告を求められている。定期報告時には、本人の財産の目録とその裏付け資料の提出（預貯金通帳については、当該報告の対象期間全部の写しの提出。10 万円を超える臨時の収入や支出は領収書等の提出、定期的な収入や支出に大きな変動があった場合にも、その資料の提出が必要。）を求められる。</p> <p>後見人が期限内に報告書を提出しない場合には、家庭裁判所は、場合によっては後見監督人又は調査人を選任して後見人の事務の調査をさせ、後見人に後見の任務に適しない事由がある時は、後見人を解任する審判をすることができる。</p> <p>さらに、本人の住民票上の住所を変更した場合には、後見人は、家庭裁判所に後見登記の変更登記の申請をする。また、本人死亡により後見が終了した場合には、後見人は、家庭裁判所に対して、本人の死亡診断書の写し、死亡の記載のある戸籍（除籍）全部事項証明書等を提出して後見の終了の報告を行い、東京法務局に対して、終了登記の申請をする。加えて、2 か月以内に管理財産の計算（後見の計算）を行い、相続人等に財産を引き継ぐとともに、家庭裁判所にその報告（財産の引継ぎの報告）をする。</p> <p><u>以上のような成年後見制度の利用の手続の煩雑さや後見開始後の家庭裁判所の監督状況に鑑みれば、後見人が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングに利用されることは、通常は考えにくい。</u>また、マネー・ローンダリングの目的で成年後見制度を利用することを考える人がいるとは到底考えられない。</p> <p>【照会事項 2 について】</p> <p><u>成年後見制度上の仕組みとして、前述の家庭裁判所による監督のほか、当法人の会員（後見人）に対して、研修や会員から受けた業務報告を基にした執務の管理及び支援を柱として、後見事務の指導監督を行い、成年後見業務の適正な実施に努めている。</u></p> <p>① 当法人が家庭裁判所に提出する後見人候補者名簿への登載時及びその更新時（登載期間は 2 年）に、一定の研修単位の取得を要求している。</p> <p>② 会員に対して、定期的な業務報告（就任後 2 か月以内、以降 6 か月毎及び後見事務終了時）の義務を課しており、当該業務報告において、現金や預貯金、収支実績等については、1 円単位での報告を求めており、残高が確認できる預貯金</p>

	<p>代だと大きな金額になる場合もあるが、一般的には大きな額ではない、ii 10万円以上の支出は、裁判所への定期報告（年1回）の際に領収書の添付が必要、iii 司法書士の場合は、半年に1度、リーガルサポートに1円単位の収支報告も必要」である旨を聴いている。</p> <p><u>このように、後見制度上、いわば、後見人と被後見人の間で口座をめぐって問題が起こりうるということに対して抑制のための仕組みとなっていてと考えられるものについて、見解があれば、具体的にご教示ください。</u></p>	<p>通帳等の写しを提出することとしている。当該業務報告を受け、執務管理担当委員において、報告された預貯金残高と、預貯金通帳の写しの残高とを照合し、資産の増減及び収支実績並びに収支予定を比較検討し、報告の整合性や執務の適正性の精査が行われ、後見の開始から財産の引渡し終了まで、会員に対する指導監督が行われている。</p> <p>なお、この報告義務を履行しない会員は、業務報告の提出の指導、業務改善命令等を経て、後見人候補者名簿からの削除や除名を含む厳しい処分を行うとともに、その事実を家庭裁判所に通知することとしている。</p> <p>③ 前記②の業務報告のほか、当法人では、会員の執務管理及び指導監督並びに不祥事防止に資する目的のため、「会員の執務適正性確認のための通帳等原本確認調査に関する実施要綱(特定原本確認調査)」を定めており、不適正な事務が疑われる特定の事項（報告の遅滞、懲戒、家庭裁判所からの指導要請、多額の現金管理など）が見られる場合は、通帳や現金出納帳、家庭裁判所へ提出した記録等の原本書類の確認・調査を実施し、その結果、不適正な事務遂行が認められ、または不正が疑われるときは、速やかに会員を指導監督するとともに、家庭裁判所や司法書士会とも連携して、当該会員の事務等について指導を要請している。</p> <p>また、特定原本確認調査に加えて、監督人が選任されていない事件の全てについて、当法人に報告された預貯金残高と、預貯金通帳の原本の残高を照合し、未報告の管理通帳や定期預金がないか等も含め確認を、平成29年4月から実施している。</p> <p>(第115回推進会議資料の再掲) 日本弁護士連合会事務局</p> <p><u>既存口座については、新たな取引の開始ではないため、あらためて被後見人について本人確認をする理由はない。他方、新規に口座を開設する場合についても、被後見人の存在は、既に家庭裁判所の審判において確認されており、登記事項証明書により証明されていることから、被後見人の実在性は明らかであり、後見人について本人確認すれば足りるものと考ええる。</u></p> <p>成年後見制度の仕組みを勘案すると、新規口座開設の場合と既存の口座に届出をする場合において、手続の差異を設ける必要性は乏しいというべきである。</p> <p>なお、当連合会は、平成21年10月30日付けで、金融庁に対し、「金融機関における成年後見制度に関する取扱いについて（依頼）」において、平成20年に当連合会が実施した金融機関を対象としたアンケートの結果を踏まえ、後見人等がその職務を円滑に遂行するために金融機関との取引実務ができるだけ統一かつ合理的なものであることが望ましいことから、同庁及び関係機関との懇談会を開催したいとしている。</p> <p>○ 当連合会の高齢者・障害者の支援等を所管する委員会の委員から、①成年後見制度が犯罪収益の移転等のために利用されることは想定しがたい、②実在性の確認のために登記事項証明書のみで足りることから、金融機関における被後見人の本人確認方法としては、被後見人の登記事項証明書をもって足りるというべきである旨の意見があった。</p> <p>加えて、同委員は、被後見人宛てに転送不要郵便を送付する本人確認方法に限定することについては、被後見人が住民票の住所地に住んでいない場合があること、在宅で一人暮らしの被後見人は書留郵便等の受領が困難な場合があること、同居親族が郵便物を受領することで被後見人と後見人との間でトラブルが生じる場合があること等、大きな支障が懸念されるため、強く反対するとしている。</p>
--	---	--

「金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一」 第 115 回行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた照会・確認結果

115 回の推進会議における主な意見	意見を踏まえた照会事項	警察庁の回答
<p>○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という。）の見解では、「後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用するとは考えにくい」としている。</p> <p>一方、警察庁は、平成 29 年及び 30 年に規制改革ホットラインにおいて、後見人等が被後見人の名前を利用して取引を行おうとする場合が想定しうるとしており、リーガルサポートと警察庁の認識が真っ向から異なっているように見受けられる。</p> <p>このことに関し、リーガルサポートや警察庁から、実際に問題が発生したという事実や、どのような根拠で蓋然性が高いとしている、あるいは低いとしているのかについて、聴取しているか。</p>	<p>【照会事項 1】</p> <p>登記事項証明書の提示のみでは犯収法上、顧客（被後見人）の本人確認方法としては認められないとする警察庁の見解について</p> <p>ア 規制改革ホットラインにおける平成 29 年及び 30 年の回答（第 115 回資料 P7 参照）のうち、「<u>登記事項証明書は一を限り発行又は発給された本人確認書類ではなく、代理人（後見人）からの提示のみでは証明力が不足すること、かつ、後見人等が被後見人の名前を利用して取引を行おうとする場合が想定し得る</u>」と回答されていることについて、どのような根拠で蓋然性が高いと考えているのかを、実際に問題が発生した事実や裏付けとなる指標やデータなどに基づき、具体的にご教示ください。</p> <p>イ 被後見人の本人確認に係る規制の緩和の余地（第 115 回資料 P10 の 4(3)ウ参照）については、「<u>登記事項証明書が、交付後の事情変更を反映していない場合があり得ることを勘案すれば、依然として顧客と現に取引の任に当たっている者双方の本人確認を行う必要があると考える</u>」と回答されている。</p> <p>この「<u>交付後の事情変更を反映していない場合があり得ることを勘案すれば、</u>」について、どのような根拠で蓋然性が高いと考えているのかを、実際に問題が発生した事実や裏付けとなる指標やデータなどに基づき、具体的にご教示ください。</p>	<p>【照会事項 1】 について</p> <p>ア <u>具体的な実例を取りまとめたはいませんが、一を限り発行又は発給されたものではない本人確認書類については、被証明者（本人確認書類に記載された氏名等を有する者をいう。以下同じ。）以外の者にも交付される場合があります、顧客として当該本人確認書類を提示する者と被証明者の同一性を証明する力が相対的に低い</u>ため、その提示のみで本人特定事項の確認（以下「本人確認」という。）を行うことは認められていません。これは、顧客が当該本人確認書類の提示を代表者等（現に取引の任に当たっている者をいう。以下同じ。）を通じて行う場合も同様であり、<u>当該本人確認書類が真正なものであったとしても、（被証明者の実在性は担保されますが、）被証明者が顧客として取引の効果が帰属する主体となることを保証するには不十分であると考えています。</u></p> <p><u>仮に登記事項証明書の提示のみで成年被後見人（以下「被後見人」という。）の本人確認を行うことができることとした場合、登記事項証明書は被後見人以外に成年後見人（以下「後見人」という。）のほか、被後見人の配偶者又は四親等内の親族も交付を請求することができることから、例えば、これらの者が交付を受けた登記事項証明書を悪用し、被後見人の財産管理を目的としたものであるかのように装って被後見人名義の口座を不正に開設するなど、被後見人の利益を害する取引が行われるリスクが高まる可能性があります。</u></p> <p>イ <u>具体的な実例を取りまとめたはいませんが、仮に登記事項証明書の提示のみで被後見人の本人確認を行うことができることとした場合、例えば、登記事項証明書の請求権者がその交付を受けた後に、後見人の変更や被後見人の死亡などの事情変更が生じたにもかかわらず、それらを反映していない当該登記事項証明書を悪用し、被後見人の財産管理を目的としたものであるかのように装って被後見人名義の口座を不正に開設するなど、被後見人の利益を害する取引が行われるリスクが高まる可能性があります。</u></p> <p>このような架空人（故人を含む。）や他人名義での口座開設を防止することは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）の目的とするところであり、犯収法第 27 条の規定に基づき罰則の対象とされています。</p> <p>なお、後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）において、後見人は登記事項に変更が生じたとき又は被後見人が死亡したことを知ったときは、変更又は終了の登記を申請しなければならないなどとされていますが、具体的な申請の期限や申請を行わない場合の罰則は規定されていないほか、仮に申請が行われたとしても、申請前に交付された登記事項証明書が悪用されるリスクは依然として存在すると考えられます。</p> <p>[当局による補足確認への回答]</p> <p>現在は、登記事項証明書の提示に加えて、被後見人の健康保険証等による確認又は被後見人の住居宛ての転送不要郵便により本人確認を行うこととしているため、被後見人の新規口座開設に係る後見人による犯収法上の違反の把握はないが、仮にこれらをしないこととした場合に、当該違反が発生しないとは言い切れない。</p> <p>実際、後見人が被後見人の預貯金を横領し、裁判所に虚偽報告を行った例（東京地方裁判所平成 25 年（刑わ）第 227 号・平成 25 年 7 月 9 日刑事第 8 部判決）もみられるなど、後見人に係る不正事案は現に発生しており、後見人であるからといってマネー・ローンダリングを行うことはないという前提に立つことはできない。</p>

<p>○ 登記事項証明書をもって後見人が悪用しようとした場合、登記事項証明書によって、誰が行ったのかのトレースはできる。</p> <p>他方、座長のご意見にある、後見人と被後見人の間で口座をめぐる問題が起ころうということについては、それはまた、行政相談委員の方が意見を述べているが、裁判所への定期報告や、司法書士の場合はリーガルサポートへの報告があるので、このような仕組みにより抑制が図られることがある。警察庁には、登記事項証明書のみとした場合でも、このような抑制のための仕組みもあるということをおっしゃるのではないかと。</p>	<p>ウ 上記のア及びイ以外に、登記事項証明書のみでは犯収法上の被後見人の本人確認書類としては認められないとする見解（現に生じている問題や検討すべき事項）がありましたら、上記同様、具体的にご教示ください。</p> <p>【照会事項2】 犯収法が本人確認をしている目的（「上記犯罪収益の移転防止のリスク抑制と事後の資金トレースの可能性確保の要請を満たすため、上記アのとおり2段階の確認が求められている。」（第115回資料P10参照））を踏まえ、<u>登記事項証明書（注1）を持ってきた者が、本</u><u>当に後見人であるとの証明（注2）があれば、必ずしも被後見人の住所に転送不要郵便を送付しなくても、犯収法の目的は達成できているのではないかとも思われるとする考え方もあります。また、登記事項証明書のみとした場合でも、裁判所への定期報告等、抑制のための仕組みは担保されているのではないかと</u><u>の意見があります。</u> <u>この考え方や意見に対する貴庁の見解をご教示ください。</u></p> <p>（注1）裁判所の審判を経て後見が開始されると、法定後見の種類、後見人の氏名、住所、被後見人の氏名、本籍、住所などが東京法務局に登録される。登記事項証明書は、登記された内容を証明するものである。 （注2）<u>当局が調査した15行における新規口座開設時の後見人の本人確認の有無については、15行すべてにおいて行われている。</u></p>	<p>ウ <u>仮に登記事項証明書の提示のみで被後見人の本人確認を行うことができることとした場合、上記のほか、例えば、そもそも当初から後見関係が存在しないにもかかわらず、完全な第三者が偽造した登記事項証明書を悪用し、被後見人（架空人である場合を含む。）の財産管理を目的としたものであるかのように装って被後見人名義の口座を不正に開設するなど、被後見人の利益を害する取引が行われるリスクが高まる可能性があります。</u></p> <p>[当局による補足確認への回答] 登記事項証明書の偽造されやすさについて一概には言えないが、高度な偽造防止対策が施されている日本銀行券ですら偽造されることがあることから、登記事項証明書に偽造対策が施されているとしても、必ずしも偽造ができないわけではない。</p> <p>【照会事項2】について 犯罪による収益の移転を防止するためには、これに利用されるおそれのある事業者が適正な顧客管理措置を講ずることにより、これらの犯罪が行われた場合における資金トレースを可能とするだけでなく、そのリスクを抑制することも重要となります。</p> <p>前記【照会事項1】のような悪用事例の発生を未然に防止するため、現行の犯収法においては、代表者である被後見人だけでなく、顧客である被後見人の取引の任に当たっている後見人についても本人確認を求めることとした上で、その（被後見人の本人確認）方法として、登記事項証明書の提示に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康保険証等の他の本人確認書類の提示</u> ・ <u>特定事業者から当該登記事項証明書に記載されている被後見人の住居に宛てて取引関係文書を転送不要郵便物として送付</u> <p><u>のいずれかを求めることにより、取引の敷居を適切に設定して犯罪による収益の移転に悪用されるリスクを抑制することとしています。</u></p> <p>また、後見事務については、裁判所への定期報告が実務上、原則として年に1回とされている場合（注1）があり、後見人が管理する被後見人の預貯金を着服し、その発覚を免れるため裁判所に虚偽の報告を行ったケース（注2）も存在することから、裁判所への定期報告といった制度があるからといって、リスクが十分に抑制されるものではないと考えています。</p> <p>注1 「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」（平成31年4月東京家庭裁判所後見センター・東京家庭裁判所立川支部後見係）12頁 注2 東京地方裁判所平成25年（刑わ）第227号・平成25年7月9日刑事第8部判決 等</p> <p>[当局による補足確認への回答] 犯収法は、何かあった時のトレースに併せて、本人確認を確実に実施することによる抑止効果も狙っている。本人確認時に本人同一性の確認を徹底していれば、その時点で取引を不正利用しようとする者を認知し、取引を遮断するなど、被害を未然に防ぐことが可能となる。</p> <p>国際的にマネー・ロンダリング対策の徹底が強く求められる中で、成年後見に限らず、代理人による取引に関しては、代理人の本人確認書類に加え、顧客の本人確認書類の提示を求めているところであり、後見人が被後見人</p>
---	---	--

○ 規制改革ホットラインにおける警察庁の回答よりも、資料に整理されている事務局が聴取した警察庁の意見の方が、警察庁として十分に検討した上での回答のようにみえる。

ただし、警察庁は、本人確認について、国際法的な要請から 2 段階の確認が必要であるとしており、問題になっているのは、被後見人の本人確認についてである。警察庁は、登記事項証明書で証明できないことについて、「交付後の事情の変更が反映されていない」おそれがあるということしか理由にしていないうように思われる。そのような意味では、登記事項証明書が本人確認書類として認められる期間を交付後 1 か月までとするなど、期間を制限すれば十分なのではないか。

6 か月という期間は長すぎるが、変更がないと認められる合理的な期間内でのみ有効であると限定すれば、警察庁の主張する根拠はなくなるのではないか。

【照会事項 3】
 登記事項証明書で証明できないことについて、「交付後の事情の変更が反映されていない」おそれがあるという見解に対し、「6 か月という期間は長すぎるが、変更がないと認められる合理的な期間内でのみ有効であると限定すればよいのではないか」とする意見に対する貴庁の見解をご教示ください。

【警察庁による補足見解】
 犯収法においては、顧客等の本人確認方法として、その実情に応じ様々な選択肢を認めているところですが、登記事項証明書については、上述のとおり、その提示のみでは被後見人の本人確認方法として不十分であるため、

- 健康保険証等の他の本人確認書類の提示
- 特定事業者から当該登記事項証明書に記載されている被後見人の住居に宛てて取引関係文書を転送不要郵便物として送付のいずれかを求めることとしています。

被後見人名義の口座を新規に開設するに当たり、登記事項証明書に加えて健康保険証等を準備することが、後見人において過大な負担となっているとは承知しておらず、F A T F 勧告を始めとし、国際的にも適正な顧客管

名義の口座を開設しようとする場合に、被後見人の健康保険証等を持参することが過度な負担になっている状況は承知していない。

また、転送不要郵便については、平成 28 年の民法改正により、裁判所の審判を経て被後見人宛てのものを後見人宛てに転送させることが可能となったものと承知している。

【照会事項 3】について
 そもそも、有効期間又は有効期限のない本人確認書類については、特定事業者が提示を受けた日から直近に作成されたものであっても、特段異なる取扱いをしていないところですが、これは、当該本人確認書類が偽造されたものである場合や、一を限り発行又は発給されたものではないため被証明者以外の者により悪用される場合が想定され、直近に作成されたからといって一概に証明力が高いとは言えないためです。

そうした前提の上でのお答えとなりますが、「変更がないと認められる合理的な期間」について、具体的な日数が示されない場合、各特定事業者が取引の都度、個別に「合理的な期間」を判断する必要があり、その取扱いに差異が生じ得ます。

しかしながら、当該期間について、具体的な日数として根拠とすべきものがなく、また、他の有効期間又は有効期限のない本人確認書類が、特定事業者において提示又は送付を受ける日前 6 月以内に作成されたものに限ることとされている中で、登記事項証明書のみを特別に扱う理由もないことから、現行の規定を維持することが適当であると考えています。

また、仮に現在より短い期間とする場合、交付後の事情変更のリスクを低減させるためには、相当程度短い期間を設定することとなる可能性が否定できないところ、登記事項証明書を取得してすぐに口座開設を行う必要が生じるなど、かえって後見人の負担となることも想定されるところです。

[当局による補足確認への回答]
 F A T F 等の国際的な議論の場においては、成年後見制度に関して本人確認の簡素化を求める議論がなされているとは承知しておらず、むしろ、継続的な顧客管理等の管理の高度化を求める方向であると承知している。

銀行の新規口座の開設時の対応について、網羅的に把握しているわけではないが、犯収法は、新規口座を開設する場合の本人確認手続について遵守すべき最低ラインを定めたものであり、F A T F 等においても、各金融機関において、法令で定められた手続が確実に遵守されることが強く求められていると認識している。

(※参考)
登記事項証明書に加えて健康保険証等を準備することが、後見人において過大な負担となっていることについては、当局から、以下の情報を提供
 (本行政相談委員意見を提出した行政相談委員)

一般的に、「郡部」では、後見人のなり手となる専門職が少なく、そのような専門職はすでに 1 人で 10 件ほど後見人になっていることもある。被後見人の近所の者としたくとも、結果として被後見人から車で 1~2 時間掛かるような遠方の後見人となることがあるとの意見あり。

	<p>理措置が強く求められる中では、犯収法の趣旨目的を踏まえ、犯罪収益の移転リスク抑制と事後の資金トレース可能性を確保するためにも、現行の規定を維持することが適当であると考えています。</p>	<p>(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの意見)</p> <p>被後見人の本人確認書類は、普段は、基本的には被後見人が所持しており、後見人は、その写しは所持していても、原本は保管していない。同居の家族が後見人である場合は別だが、少なくとも親族以外の第三者（専門職）が後見人となっている場合は、被後見人から本人確認書類を一時的に預かることも、実際には容易なものではない。被後見人が自宅で生活している場合であっても、同居の家族とすぐに連絡がとれるとは限らないし、被後見人は、デイサービス等で外出中のこともある。被後見人が施設等に入所している場合には、施設が被保険者証や障害者手帳などを預かっていることも多く、事情の分かる施設職員が多忙ですぐに連絡がとれないことは少なくない。</p> <p>まして遠隔地であれば、被後見人の本人確認書類を手に入れることは更に困難となるが、後見人の担い手が不足している地域では、十数km（場合によっては100 km以上）離れた場所に居住する本人の後見人に選任されることも少なくない。また、都市部では、入所施設が極端に不足しているため、都市部で生活していた被後見人が郡部にある施設に入所することも少なくなく、その場合にも、後見人が被後見人の居住場所から遠く離れた場所で後見事務を行うことになる。</p>
--	--	--

養子縁組里親における育児休業期間の見直し

1 相談内容

私たち夫婦は、都道府県等から、将来的に特別養子縁組を結ぶことを前提とした「養子縁組里親」の認定を受けており、新生児の委託を受けるため児童相談所と相談してきた。

新生児の委託を受けるためには、児童相談所の委託措置前に1か月間、家庭で新生児を養育し、子どもとの関係調整を行うこととなる。

このため、この期間から育児休業を取得したいと考えていたが、委託措置後でなければ、育児休業は取得できないとされた。

委託措置前の外泊期間の養育の負担は、委託措置後の養育期間と何ら違いはないので、外泊期間の養育についても育児休業の対象としてほしい。

(注) 本件は、管区行政評価局及び総合行政相談所が受け付けた事案である。

2 推進会議付議後の対応状況等

(1) 第116回推進会議（令和元年12月9日）における審議結果

- 里親制度利用者が育児休業等を取得しやすい環境の整備を図る観点から、厚生労働省(注)において、自ら改善方策の妥当性等の検討を進めること
- なお、その検討状況について、適期に、事務局から推進会議に状況報告を行うこと

(注)【第116回推進会議開催時点の厚生労働省の見解】

今回の調査結果は、平成30年度における里親委託前の調整期間の実施状況を把握したものであり、今後、当該調査結果の分析を踏まえて、育児休業制度の対象となりうるか否かの前段階として、まずは、「委託措置前の外泊の在り方」について検討していく必要があると考えている。



(2) 推進会議後の状況

厚生労働省では、現在、各都道府県に対し、2019年度末（令和2年3月31日）までに社会的養育推進計画を策定することをお願いしている。

厚生労働省としては、平成28年の改正児童福祉法を踏まえ、「家庭養育優先原則」を徹底すべく、里親委託を推進しているところであり、令和2年度予算案においても、調整期間における子どもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する生活費等支援を計上したところ。

こうした状況を踏まえ、各都道府県における里親委託の推進のための取組に注視しつつ、「委託措置前の外泊の在り方」について具体の検討を進めていくこととしている。

(参考) 都道府県社会的養育推進計画(策定)の背景

- ① 平成28年5月、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化(※)するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることを目的とした、児童福祉法等の一部改正に関する法律(平成28年法律第63号)が成立

(※) 児童福祉法の理念を明確化

- ・子どもが権利の主体(児童福祉法第1条を改正)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)
第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

- ・実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育(児童福祉法第3条の2を新設し家庭養育優先の理念を明記)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)
第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- ② 厚生労働省子ども家庭局は、上記①の児童福祉法改正を受けて、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成30年7月)により、各都道府県に対し、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、2019年度末(令和2年3月31日)までに、新たに都道府県社会的養育推進計画(※)の策定を要請

(※) 都道府県社会的養育推進計画に盛り込むべき記載事項(11事項)のうち、本相談内容に関連するとみられる主な記載事項

【記載事項】(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像(策定要領) 家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を策定すること等

【記載事項】(5) 里親等への委託の推進に向けた取組(策定要領) 都道府県が行うべき里親に関する業務の実施体制の構築に向けた計画を策定すること
里親やファミリーホームの委託子ども見込みを推計すること等

【記載事項】(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組(策定要領) 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること
子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他の養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること等

令和2年2月20日



個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に向けた見直し

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）—

総務省行政評価局は、市区町村ごとに異なる給与支払報告書（総括表）の様式を統一するために、令和2年2月20日、総務省自治税務局に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談の内容

事業所は、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払報告書（注）を提出することとなっているが、このうち総括表の様式が市区町村によって異なっていることから、同報告書の作成が手間となっているので、様式を統一してほしい。

（注） 事業所が、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を報告（毎年1月1日現在）する際の書類（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条に規定）



行政苦情救済推進会議において審議

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）。

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ総務省（自治税務局）へあっせん

《あっせんの内容》

事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。



どの市区町村に提出する場合でも、同じ様式になれば、事業所も楽になるね！

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

※詳細は裏面参照

【行政相談の内容】

- 事業所が市区町村に提出する給与支払報告書（総括表）の様式が、市区町村ごとに違うので、報告書の作成が大変だ。

なぜ、様式が市区町村ごとに違うのだろう？



A 区宛て様式

○	
○	
○	
○	



B 市宛て様式

×		×	
×		×	
×			

<法定様式>

平成 年 月 日提出	区 市 町 村	業種	業種番号
給与支払報告書の提出者(個人事業主又は法人)のフリガナ	提出区分	年 間 分	分
給与支払者の氏名又は名称	事業種別	業 種	業 種
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	受 給 者	人	人
フリガナ	報告人員	人	人
問上の所在地	報告人員の報告人員	人	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	所 属 署 署 名	税 務 署	税 務 署
連絡者の氏名、所属、電話番号及び電話番号	氏名	職 係	給与の支払方法及びその期日
特別徴収税額納付書の送付を希望する金融機関	(名称)		(所在地)

【行政相談の背景】

- 給与支払報告書（総括表）の様式（法定様式）は、地方税法施行規則に定めがある。



- 一方、市区町村では、記載項目を追加するなどして、独自の報告様式を定めている場合がある。

＝法定様式にはない記載項目を定めている例＝

比較内容		法定様式	A 区	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市	G 市	H 市	I 市	J 市	K 市	L 市
記載項目	徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	納付書の送付の可否	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×
	・・・（以下略）													

市区町村のニーズや事業所の負担を踏まえて、法定様式の見直しができるといいね！



<徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員>
徴収方法の区分（特別徴収、普通徴収）に係る報告に誤りがないか、効率的に確認を行うために追加

<納付書の送付の可否>
納付書（特別徴収）の送付を不要としている事業所に送付することを防ぐため追加



行政相談マスコット
キクーン

令和2年2月20日

個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に向けた見直し（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、市区町村ごとに異なる給与支払報告書の様式を統一するために、令和2年2月20日、総務省自治税務局に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議（注）の意見を踏まえたものです。（詳細は3ページから9ページまで参照）

（注）行政苦情救済推進会議：総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

1 行政相談の内容

事業所（給与支払者）は、市区町村に対し、毎年1回1月末までに、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を提出することとなっている。

このうち給与支払報告書（総括表）（以下単に「総括表」という。）は、市区町村によって報告様式が異なっており、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村ごとにそれぞれ異なる様式の総括表を作成しなければならないことから、作成作業が煩雑となっているので、様式を統一してほしい。

2 調査結果

◇ 給与支払報告書の提出について

毎年1月末までに事業所（給与支払者）は、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を記載した給与支払報告書を提出しなければならないとされており、当該報告書等を基に市区町村は個人住民税の税額を算定している。

総括表を含む給与支払報告書の様式は、地方税法施行規則第10条に定める様式（以下「法定様式」という。）によるとされている。

◇ 総括表に係る現状

- 総括表の様式は法定様式によるとされている一方、当局が調査を行った12地方公共団体では、それぞれの実務を踏まえて、法定様式に記載項目を追加などして、独自の報告様式を設定している。
- 市区町村に記載項目を追加した理由を確認したところ、個人住民税の賦課徴収業務を適切かつ効率的に行うことを目的として、記載項目を追加している状況がみられた。

3 行政苦情救済推進会議の意見（要旨）

- ① 事業所の負担軽減や電子申告によるワンストップ化を考えれば、改めて様式を統一すべきである。一方、地方公共団体において実務を踏まえて様式をカスタマイズしている現状からみて、地方公共団体におけるカスタマイズが生じた事情を踏まえれば、それを取り込む形で改めて様式を統一しなければ地方公共団体における実務に支障が出ると思われる。
- ② 電子申請の普及の一環で様式の統一化を図るということは政府全体の流れでもあり、自治税務局も様式の統一化については、同様であるだろう。もちろん、地方公共団体の実務にも影響する話であり、システム改修なども必要となることも考えると、統一に至るまでには時間を要すると思う。あっせんを行うこととなれば、改善に至るまでに時間を要することを考えながら行ったほうがよい。
- ③ 中小企業にとっては、eLTAXによる報告の提出が困難な状況もあると思われる、無理強いのような形でeLTAXの利用を求めることはできない。このような点を踏まえても、総括表の様式について、統一化を図る必要があるのではないか。



4 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた総務省（自治税務局）へあっせん

事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。

《参考》

○行政苦情救済推進会議の構成員

(座長)	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長
	江利川 毅	公益財団法人医療科学研究所理事長
	小野 勝久	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	梶田信一郎	元内閣法制局長官
	齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長

(本件に関する連絡先)
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

1 相談内容

事業所（給与支払者）は、市区町村に対し、毎年1回1月末までに、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を提出することとなっている。

このうち給与支払報告書（総括表）（以下単に「総括表」という。）は、市区町村によって報告様式が異なっており、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村ごとにそれぞれ異なる様式の総括表を作成しなければならないことから、作成作業が煩雑となっているので、様式を統一してほしい。

2 当局の調査結果

1 給与支払報告とは

毎年1月末までに事業所（給与支払者）は、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を記載した給与支払報告書を提出しなければならないとされており、当該報告書等を基に市区町村は個人住民税の税額を算定している。

給与支払報告書の様式は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条第1項において、同規則に定める第十七号様式（以下単に「第十七号様式」という。）によるとされている。

また、給与支払報告書は、書面による提出のほかに、全ての市区町村でeLTAX（エルタックス）（注）を利用して提出することが可能となっている。

（注） 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム（地方税法第762条に規定）。

eLTAXにより給与支払報告書を提出する場合は、いずれの市区町村に提出する場合においても、第十七号様式により定める総括表の様式（以下「法定様式」という。）に定められた記載項目に「指定番号」及び「関与税理士氏名」を追加した統一の項目を入力することとされている（以下、eLTAXにおける総括表の様式を「eLTAX様式」という。）。

2 地方公共団体における総括表の様式の設定状況

(1) 地方公共団体における総括表の様式の設定状況

当局において、12地方公共団体が定める総括表の様式を確認したところ、いずれも、それぞれの地方公共団体の実務を踏まえて、法定様式に記載項目を追加するなどして独自の総括表を設定している。（法定様式と地方公共団体の独自様式の記載項目等を比較した結果は表1のとおり。）

表1 12 地方公共団体が定めている総括表の記載項目等の比較結果

比較内容	法定様式	eLTAX様式	首都圏			関西圏			東海圏			中国地方		
			A区	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	J市	K市	L市
様式の大きさ	A5	—	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5より大
押印の要否	×	—	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○
記載項目	給与支払者の指定番号	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与の支払期間	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×
	給与支払者の個人番号又は法人番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与支払者の氏名又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与支払者の所在地	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○
	税額通知（特別徴収関係書類）送付先	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×
	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	会計事務所（税理士）の名称、連絡先	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○
	特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×
	提出区分	○	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×
	事業種目	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×
	受給者総人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	提出市町村数	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×
	報告人員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○
	報告人員のうち退職者人員	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	所属税務署名	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	×
給与の支払方法及びその期日	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	
納付書の送付の要否	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「様式の大きさ」欄には、当該市区に提出する様式の大きさを記載している。また、「—」は電子報告であり該当しないことを示す。

3 「押印の要否」欄の「○」は押印が必要であること、「×」は押印が不要であること、「—」は電子報告であり該当しないことを示す。

4 「記載項目」欄の「○」は当該記載項目が設けられていること、「×」は当該記載項目が設けられていないことを示す。

また、12 地方公共団体から、独自に記載項目を追加した理由について確認したところ、表 2 のとおりであり、個人住民税の賦課徴収業務を適切かつ効率的に行うことを目的として、記載項目を追加している状況がみられた。

表 2 独自に総括表に追加した記載項目の追加理由

記載項目	理由
給与支払者の指定番号	○ 事業所（給与支払者）の情報を事業所別に付した指定番号により管理しており、どの事業所から提出された報告か特定するため。（A 区、B 市）
給与支払者の所在地	○ 当市では事業所名称及び所在地の二つの情報により事業所を特定していることから、当該情報がないと、どの事業所から提出された報告かの特定が困難となるため。（F 市、J 市） ○ 税額通知の送付先を確認するために必要であるため。（C 市、I 市） ○ 次年度、事業所に給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を送付する封筒に、事業所の名称・郵便番号・所在地を記載する必要があるため。（L 市）
税額通知（特別徴収関係書類）送付先	○ 税額通知を事業所へ送付しても、事業所から「本店や委託税理士へ送り直してほしい。」と要望され、同通知を再送しなければならないケースがあり、このような再送の手間を抑制するため。（E 市）
会計事務所（税理士）の名称、連絡先	○ 事業所が給与支払報告書の作成等に係る作業を税理士に委託している場合において、記載内容についての問合せを委託税理士に行う必要があるため。（B 市）
提出市町村数（住所地別市町村数）	○ 事業所に送付する他市区町村提出分の総括表の枚数を確認するため。（C 市） ○ 年末調整資料の封入に際し、総括表（他市区町村提出用）の封入枚数を本項目から算出しているため。（G 市）
徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	○ 徴収方法別の人員数をあらかじめ事業所に記載してもらうことにより、徴収方法の区分に係る報告に誤りがないかの確認作業を効率的に行うことができるため。（A 区、B 市、C 市、E 市、F 市、I 市、K 市、L 市）
納付書の送付の要否	○ 口座振替の利用により、個人住民税の納付書の送付を不要とする事業所が増えたことから、あらかじめ確認することにより納付書の送付事務を縮減できるため。（E 市、F 市） ○ ネットバンキングを利用する事業所など、本来、納付書を送付する必要のない事業所に納付書を送付した場合に、事業所から「なぜ納付書を送付してくるのか」と苦情を寄せられることがあるため。（F 市、I 市）

(注) 1 当局の調査結果による。

2 eLTAX 様式には、「給与支払者の指定番号」と「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」は含まれている。

(2) 事業所から地方公共団体に提出された給与支払報告書の取扱状況

12 地方公共団体では、事業所から提出された給与支払報告書の取扱いについて、「個人住民税の賦課徴収に係る事務のために使用している独自のシステム（以下「個人住民税システム」という。）に入力する。」としている。

3 関係行政機関等の意見

1 総務省自治税務局

- 地方税に関する事務については、地方税法において地方公共団体がその課税権を行使し得る範囲（枠）を定め、具体的な徴税事務については、地方公共団体が地方税法を踏まえて定める条例により定めることが基本である。

しかし、総括表については、「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」において、事業所の事務負担軽減のために、様式は法定様式によることを地方公共団体に強く求めている。

- 各市区町村が定めている総括表の様式の全てを承知してはいないが、一部の市区町村において必ずしも法定様式を利用していないことは承知している。

当局としては、前述のとおり、様式は法定様式によることを求めているものの、地方公共団体において、それぞれの事情に応じて独自の様式を定め事務を行う場合があり、統一に至らない状況である。

- 法定様式については、マイナンバー制度導入時に、法人番号の記載欄を定めたほかは、近年、様式改正を行っていない。

現在、法定様式について市区町村からも様式を見直してほしいとの意見が寄せられていないことから、現時点では改正の予定はない。

- 既に、基準年（前々年）に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の事業所については、eLTAXを利用した地方税の電子申告が義務付けられている。令和3年1月以後は、電子申告義務化の対象について、100枚以上の事業所にまで対象が広がることとされており、eLTAXの利用率は更にも高くなると想定している。

上記の電子申告義務化の対象拡大と併せて、まだ電子申告を導入していない事業所に対する利用推進を図ることを通じて、給与支払報告書に係る事業所の負担軽減を図りたい。

2 地方公共団体

(1) A区

(紙媒体での総括表の提出に関する意見)

- 当区では、紙媒体での総括表の提出に関して、区として必要な情報が確実に入手できるよう、事業所に対し独自様式により報告するよう推奨している。しかし、国全体として統一した様式を作るのであれば、事業所の記入漏れや、記入漏れによる区の補正作業といった対応も減ると考えられ、事業所及び区の双方の負担軽減につながると思う。
- 仮に、国全体として紙媒体の総括表の様式を統一することとした場合、総括表への宛先や指定番号の印字を新たな様式に対応するよう調整する必要などにより、予算の支出が必要となることは想定されるが、これまでも税制改正の度に総括表の様式を見直しており、対応は可能である。
ただし、新たな総括表の様式の使用に対応するための準備に必要な時

間を確保することには配慮してほしい。

(eLTAXにおける総括表の提出に関する意見)

- eLTAX様式の、「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄及び「指定番号」欄については、これらの欄に入力しなくても報告を提出することが可能となっているため、事業所が、これらの欄に番号を入力しないまま提出する場合もある。

「給与支払者の個人番号又は法人番号」や「指定番号」を入力しないまま提出されると、以前から当区内に所在していた事業所であっても、名称や所在地の変更が生じた場合、誤って新規事業所と判断し、問合せ等を行ってしまうことがある。

今後、eLTAXによる提出が更に増加した場合、上記のような事例が多く発生すると考えられ、確実に「給与支払者の個人番号又は法人番号」及び「指定番号」を入力してもらうことが必要と考えている。

このため、eLTAXにおいて、少なくとも「給与支払者の個人番号又は法人番号」(注)を、必須の入力項目として、入力しなければ提出できない設定に見直してほしい。

(注) 「指定番号」については、新規に設立された事業所においては付番されていないため、入力できない。

(2) B市

(紙媒体での総括表の提出に関する意見)

- 総括表を提出する事業所の負担を考慮すると、様式を統一することが必要である一方、市区町村において使用している個人住民税システムがそれぞれ異なることを踏まえると、統一が困難な部分が生じる可能性も考えられる。

このことを踏まえると、様式をある程度統一しながらも、各市区町村が様式を一部修正できる裁量を認めることは必要ではないか。

- 現在、各市区町村において総括表の様式を定めるに当たり、法定様式から事務に不要な記載項目の削除及び事務に必要な記載項目を追加していることを踏まえると、総括表の様式の統一に当たっては、市区町村の意見を踏まえて様式を定めてほしい。
- 現在、eLTAXによる総括表の提出も可能であるが、総括表を紙媒体で提出したいという事業所は一定数ある。特に個人事業主では紙媒体で提出するニーズが多い印象があり、今後も紙媒体での提出を希望する事業所が無くなることはないと思われる。

(eLTAXでの総括表の提出に関する意見)

- 当市における個人住民税の賦課徴収業務に必要な情報については、おむねeLTAXから出力可能であり、eLTAXから出力される情報に不足を感じたことはない。

(3) 関係団体、事業所

① 税理士

- 私の活動する地域の周辺の市区町村では、総括表の記載項目にさほど大きな違いはない一方、総括表の用紙の大きさや記載欄の位置といった様式はそれぞれ異なっている。

給与支払報告書を提出する立場からすると、総括表の様式が提出先の市区町村ごとに異なっているのは、手続が非常に煩雑となる。また、手続に不慣れな事業所の場合、様式が異なると別の手続の書類であると誤認するケースも多いだろう。

- eLTAX では、全ての市区町村において全国统一様式による給与支払報告書の提出が可能である。

しかし、小規模の事業所では、eLTAX を利用するために使用するパソコンの導入や、給与事務の担当職員に eLTAX の利用を習熟させることも困難というケースもある。

このことを考慮すると、今後、eLTAX の利用促進が図られても、紙媒体で給与支払報告書を提出することを希望する事業所のニーズが無くなることはないと考えられ、このような事業所の手続負担を軽減するため、是非、総括表の様式を統一してもらいたい。

② 事業所

- 押印の要否や記載が必要な項目等が市区町村によって様々で分かりにくい。総括表の様式が統一されている方が、初めて業務を担当するときにも調べやすくよい。

- 記載場所や欄の大きさ等市区町村ごとに微妙に異なっていて作業が大変な上に、紙の大きさも異なっており、保管もしづらく困っているのので、総括表の様式が統一されるのであれば大変有り難い。

- 当事業所では、総括表の作成及び提出は税理士に委託し実施しているため、提出に当たっての負担感は分からない。

ただし、総括表は、様式が市区町村ごとに異なるので、それぞれの市区町村の総括表について、一見しただけでは、別の手続の書類ではないかと思ってしまう。

4 行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は、次のとおりである。

- 事業所の負担軽減や電子申告によるワンストップ化を考えれば、改めて様式を統一すべきである。一方、地方公共団体において実務を踏まえて様式をカスタマイズしている現状からみて、地方公共団体におけるカスタマイズが生じた事情を踏まえれば、それを取り込む形で改めて様式を統一しなければ地方公共団体における実務に支障が出ると思われる。

例えば、「徴収方法別の報告人員」の記載項目は、法定様式には設けられていないが、独自に設けている地方公共団体も多く、また、九都県市特別徴収推進検討会（注）で定めた様式でも使用されている。このことを踏まえると、この記載項目は地方公共団体の実務において必要ということが考えられ、こういった記載項目は追加する形で様式を統一すべきである。

（注） 首都圏において多くの者が都県域を越えて通勤している状況を踏まえ、同圏域に所在する都県及び政令市が特別徴収の効果的な推進に一体となって取り組むことを目的として設置された検討会であり、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及びこれら4都県内に所在する5政令市により組織

- 電子申請の普及の一環で様式の統一化を図るということは政府全体の流れでもあり、自治税務局も様式の統一化については、同様であるだろう。もちろん、地方公共団体の実務にも影響する話であり、システム改修なども必要となることも考えると、統一に至るまでには時間を要すると思う。あっせんを行うこととなれば、改善に至るまでに時間を要することを考えながら行ったほうがよい。
- 中小企業にとっては、eLTAX による報告の提出が困難な状況もあると思われる、無理強いのような形で eLTAX の利用を求めることはできない。このような点を踏まえても、本件についてあっせんを行うことは、差し支えないのではないか。

5 行政評価局の意見

総務省自治税務局は、事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。

(公印省略)

総評行第19号
令和2年2月20日

総務省 自治税務局長 殿

総務省 行政評価局長

個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に
向けた見直し（あっせん）

総務省行政評価局では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、別紙の1（相談内容）のとおり、個人住民税の給与支払報告書（総括表）（以下「総括表」という。）について、「従業員が居住する市区町村ごとにそれぞれ異なる様式の総括表を作成しなければならないことから、作成作業が煩雑となっているので、様式を統一してほしい。」旨の申出がなされました。

上記を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和元年12月9日第116回）において検討した結果、当局としては、同会議の意見を踏まえ、事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、総務省自治税務局（以下「自治税務局」という。）において、下記のと通りの措置を講ずる必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴局の措置結果については、令和2年6月30日（火）までにお知らせください。

記

1 制度概要、調査結果及び関係行政機関の意見
別紙の2、3及び4参照

2 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の主な意見

本件について、事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、自治税務局に改善方策の検討を求める必要性について、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- 事業所の負担軽減や電子申告によるワンストップ化を考えれば、改めて様式を統一すべきである。一方、地方公共団体において実務を踏まえて様式をカスタマイズしている現状からみて、地方公共団体におけるカスタマイズが生じた事情を踏まえれば、それを取り込む形で改めて様式を統一しなければ地方公共団体における実務に支障が出ると思われる。

例えば、「徴収方法別の報告人員」の記載項目は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）において定める総括表の様式（注1）には設けられていないが、独自に設けている地方公共団体も多く、また、九都県市特別徴収推進検討会（注2）で定めた様式でも使用されている。このことを踏まえると、この記載項目は地方公共団体の実務において必要ということが考えられ、こういった記載項目は追加する形で様式を統一すべきである。

（注）1 給与支払報告書の様式は、地方税法施行規則第10条において、同規則に定める第17号様式によるとされている。

2 首都圏において多くの者が都県域を越えて通勤している状況を踏まえ、同圏域に所在する都県及び政令市が特別徴収の効果的な推進に一体となって取り組むことを目的として設置された検討会であり、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及びこれら4都県内に所在する5政令市により組織

- 電子申請の普及の一環で様式の統一化を図るということは政府全体の流れでもあり、自治税務局も様式の統一化については、同様であるだろう。もちろん、地方公共団体の実務にも影響する話であり、システム改修なども必要となることも考えると、統一に至るまでには時間を要すると思う。あっせんを行うこととなれば、改善に至るまでに時間を要することを考えながら行ったほうがよい。
- 中小企業にとっては、eLTAXによる報告の提出が困難な状況もあると思われる、無理強いのような形でeLTAXの利用を求めることはできない。このような点を踏まえても、本件についてあっせんを行うことは、差し支えないのではないかと。

(2) 当局の意見

自治税務局は、事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。

個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に向けた見直し －制度概要及び調査結果等－

1 相談内容

事業所（給与支払者）は、市区町村に対し、毎年1回1月末までに、給与支払報告書（総括表・個人明細書）を提出することとなっている。

このうち給与支払報告書（総括表）（以下単に「総括表」という。）は、市区町村によって報告様式が異なっており、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村ごとにそれぞれ異なる様式の総括表を作成しなければならないことから、作成作業が煩雑となっているので、様式を統一してほしい。

2 制度概要

(1) 個人住民税の徴収について

個人住民税（個人の道府県民税及び市町村民税）は、市区町村が徴収している（地方税法（昭和25年法律第226号）第41条第1項）。

個人住民税の徴収方法には、普通徴収（納税通知書）及び特別徴収（給与からの天引き）の2種類があるが、給与所得者の個人住民税については原則として特別徴収により徴収するとされている（地方税法第321条の3第1項）。

(2) 給与支払報告書の提出について

毎年1月末までに事業所（給与支払者）は、従業員（給与支払を受ける者）が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を記載した給与支払報告書を提出しなければならないとされており（地方税法第317条の6第1項）、当該報告書等を基に市区町村は個人住民税の税額を算定している。

給与支払報告書の様式は、表1のとおり、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条第1項において、同規則に定める第十七号様式（以下単に「第十七号様式」という。）によるとされている。

表1 地方税法施行規則に定める第十七号様式（総括表のみ抜粋）

給与支払報告書（総括表）									
		種別		整理番号					
		※		※		※			
令和 年 月 日提出									
給与の支払期間		令和 年 月分から 月分まで							
給与支払者の個人番号又は法人番号									
フリガナ				提出区分		年間分		退職者分	
給与支払者の氏名又は名称				事業種目					
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称				受給者総人員		人			
フリガナ				報告人員		人			
同上の所在地				報告人員のうち退職者人員		人			
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名				所属税務署名		税務署			
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号		氏名 (電話)		課 係		給与の支払方法及びその期日			
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関		(名称)				(所在地)			

第十七号様式（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）

- (注) 1 地方税法施行規則による。
 2 第十七号様式記載要領は省略した。

これを踏まえ、総務省自治税務局は、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日付け総税市第16号、平成31年4月1日最終改定）(注)において、表2のとおり、市区町村は必ず法定された様式によらなければならないものであることとしている。

(注) 地方税法に基づき地方公共団体が行う市町村税に関する事務の内容について、各都道府県に技術的助言として定めた通知。

同通知について、総務省自治税務局市町村税課は、「税制改正ごとに必要な改定を行い、都道府県を通じて市区町村に通知している。」と説明している。

表2 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（抄）

<p>第2章市町村民税 第3節申告制度</p> <p>31 各種申告書及び附属申告書並びに給与支払報告書(以下「申告書等」と総称する。)の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成された申告書等を提出するものであること。(法317の2①、317の2③、317の2⑤、317の6、321の5③、令46の3)</p> <p>なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者や特別徴収義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によるものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。この場合において、市町村において申告書等の用紙を課税台帳として利用するため、申告書等の裏面に必要事項を印刷することは差支えないが、それらの事項については納税義務者又は特別徴収義務者が記載することを要しない旨をあわせて明記しなければならないものであること。</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

(3) 給与支払報告書の電子的提出について

給与支払報告書は、書面による提出のほかに、eLTAX（エルタックス）（注）を利用して提出することも可能であり、平成25年11月現在、全ての市区町村でeLTAXによる提出が可能となっている。

（注） 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム（地方税法第762条に規定）。

eLTAXにより給与支払報告書を提出する場合は、いずれの市区町村に提出する場合においても、表3のとおり、第十七号様式により定める総括表の様式（以下「法定様式」という。）に定められた記載項目に「指定番号」及び「関与税理士氏名」を追加した統一の項目を入力することとされている（以下、eLTAXにおける総括表の様式を「eLTAX様式」という。）。

表3 eLTAX様式

給与支払報告書(総括表)												
平成 28年 分 給与支払報告		大阪市長 殿										
平成 28年10月11日 提出		<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>整理番号</th> <th>※</th> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>本支店等区分番号</td> <td>指定番号</td> </tr> <tr> <td>1000000002</td> <td>10003</td> <td>100000000140</td> </tr> </table>	種別	整理番号	※	整理番号	本支店等区分番号	指定番号	1000000002	10003	100000000140	
種別	整理番号	※										
整理番号	本支店等区分番号	指定番号										
1000000002	10003	100000000140										
給与の支払期間	平成 28年01月 日から 12月 日まで											
給与支払者の 個人番号又は法人番号												
フリガナ	シゲタロウ	提出区分	<input type="radio"/> 無区分 <input type="radio"/> 建設業等									
給与支払者の 氏名又は名称	試験太郎	事業種目										
所徴税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業所の名称		受給者総人員	1,000 人									
フリガナ	トウキョウト	報告人員	5 人									
町上の所在地	136-0061 東京都江東区	報告人員のうち 建設業人員	5 人									
給与支払者が法人で ある場合の代表者の 氏名		所屬税務署名	※税理士 税理士									
連絡者の氏名、所属 課、係名及び電話番号	(氏名) (氏名) (氏名)	給与の支払方法 及びその期日										
特別徴収税額の払込 みを希望する金融機 関	(名称) (電話番号)	(所在地)										
関与税理士氏名	(氏名)											

（注） 平成29年度第2回個人住民税検討会（平成29年11月7日開催、総務省自治税務局市町村税課主催）の配布資料による。

eLTAXによる給与支払報告書の提出件数をみると、表4のとおり、平成28年度は、23年度と比較し増加している。

表4 eLTAXを利用した給与支払報告書の提出件数

平成23年度	平成28年度
682万件 (9.0%)	3,125万件 (38.0%)

（注） 1 政府税制調査会（第12回、平成29年10月16日開催）の配布資料による。

2 括弧内は、各年度における給与支払報告書の提出件数全体に占める割合である。

また、令和3年1月以降、eLTAXによる給与支払報告書の提出が義務化される対象の事業所が、現行の基準年（前々年）に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の事業所から、提出枚数が100枚以上の事業所にまで広がる（注）こととされている。

（注） なお、平成28年経済センサスによると、表5のとおり、事業所全体に占める従業員数1,000人以上の規模の事業所数は0.03%（従業員数では全体の5.6%）、同様に、従業員数100人以上999人以下の規模の事業所数は1.1%（従業員数では全体の22.8%）となっている。

表5 従業者規模別の事業所数及び従業者数の全体に占める割合

従業員数規模	事業所数全体に占める割合	従業員数全体に占める割合
1,000人以上	0.03%	5.6%
100～999人	1.1%	22.8%
99人以下	98.3%	71.7%

（注）1 平成28年経済センサス-活動調査を基に当局が作成した。

2 端数処理等の理由から、割合の合計は100%とならない。

さらに、平成30年5月31日に総務省が定めた「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」では、eLTAXをオンライン利用促進対象手続に位置付けている。

これらを踏まえると、eLTAXによる給与支払報告書の提出は今後も引き続き増加すると想定される。

3 調査結果

(1) 地方公共団体における総括表の様式の設定状況

上記2(2)「給与支払報告書の提出について」に整理したとおり、総務省自治税務局は、地方税法施行規則を踏まえ、市区町村に、総括表の様式は法定様式によることを求めている。

しかし、当局において、12地方公共団体（A区～L市）が定める総括表の様式を確認したところ、以下のとおり法定様式の記載項目等と一致していない状況がみられた（詳細は表6のとおり）。

【法定様式との比較】

① 押印について

法定様式において給与支払者の押印は求めているが、独自の様式において押印を求めている地方公共団体

⇒ 8地方公共団体（A区、D市、E市、F市、G市、H市、I市、L市）

② 記載項目について

・ 法定様式において設けられていない記載項目を独自に追加している地方公共団体

⇒ 12地方公共団体（A区～L市）全て

追加している例がみられた記載項目は、以下の7項目（追加

項目は地方公共団体によって異なる。）

「給与支払者の指定番号（注）」、「給与支払者の所在地」、「税額通知（特別徴収関係書類）送付先」、「会計事務所（税理士）の名称、連絡先（注）」、「提出市町村数」、「徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員」、「納付書の送付の可否」

（注） これら7項目のうち、「給与支払者の指定番号」（12 地方公共団体の全てにおいて様式に追加）及び「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」（12 地方公共団体のうち9 地方公共団体において様式に追加）は、eLTAX 様式に含まれている。

- ・ 法定様式において設けられている記載項目（15 項目）のうち、一部の項目を設けていない地方公共団体

⇒ 11 地方公共団体（A 区～F 市、H 市～L 市）

設けられていない例がみられた記載項目は、以下の11 項目

「給与の支払期間」、「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称」、「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地」、「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」、「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」、「提出区分」、「事業種目」、「受給者総人数」、「報告人員のうち退職者人員」、「所属税務署名」、「給与の支払方法及びその期日」

③ 様式の大きさについて

- ・ 法定様式の A5 より若干大きいサイズの様式を使用している地方公共団体

⇒ 1 地方公共団体（L 市）（注）

（注） L 市は、A5 より若干大きいサイズとした理由について、「事業所が記入しやすいよう、用紙のサイズを大きくした。」と説明している。

表6 12 地方公共団体が定めている総括表の記載項目等の比較結果

比較内容	法定様式	eLTAX様式	首都圏			関西圏			東海圏			中国地方		
			A区	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	J市	K市	L市
様式の大きさ	A5	—	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5より大
押印の要否	×	—	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○
記載項目	給与支払者の指定番号	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与の支払期間	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×
	給与支払者の個人番号又は法人番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与支払者の氏名又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	給与支払者の所在地	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○
	税額通知（特別徴収関係書類）送付先	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×
	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	会計事務所（税理士）の名称、連絡先	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○
	特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×
	提出区分	○	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×
	事業種目	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×
	受給者総人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	提出市町村数	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×
	報告人員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○
	報告人員のうち退職者人員	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	所属税務署名	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	×
給与の支払方法及びその期日	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	
納付書の送付の要否	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「様式の大きさ」欄には、当該市区に提出する様式の大きさを記載している。また、「—」は電子報告であり該当しないことを示す。
 3 「押印の要否」欄の「○」は押印が必要であること、「×」は押印が不要であること、「—」は電子報告であり該当しないことを示す。
 4 「記載項目」欄の「○」は当該記載項目が設けられていること、「×」は当該記載項目が設けられていないことを示す。

このように、市区町村ごとに総括表の様式を定めていることについて、12 地方公共団体（A 区～L 市）では、いずれも、市区の事務に必要なでありながら法定様式に設けられていない記載項目を追加しており、11 地方公共団体（A 区～F 市、H 市～L 市）では、事業所の報告負担軽減のため、法定様式において定められているが、市区の徴税事務に必要なでない記載項目を削除したとしている。

今回、12 地方公共団体を対象に、独自に記載項目を追加した理由について確認した結果は、表 7 のとおりであり、個人住民税の賦課徴収業務を適切かつ効率的に行うことを目的として追加している状況がみられた。

表 7 独自に総括表に追加した記載項目の追加理由

記載項目	理由
給与支払者の指定番号	○ 事業所（給与支払者）の情報を事業所別に付した指定番号により管理しており、どの事業所から提出された報告か特定するため。（A 区、B 市）
給与支払者の所在地	○ 当市では事業所名称及び所在地の二つの情報により事業所を特定していることから、当該情報がないと、どの事業所から提出された報告かの特定が困難となるため。（F 市、J 市） ○ 税額通知の送付先を確認するために必要であるため。（C 市、I 市） ○ 次年度、事業所に給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を送付する封筒に、事業所の名称・郵便番号・所在地を記載する必要があるため。（L 市）
税額通知（特別徴収関係書類）送付先	○ 税額通知を事業所へ送付しても、事業所から「本店や委託税理士へ送り直してほしい。」と要望され、同通知を再送しなければならないケースがあり、このような再送の手間を抑制するため。（E 市）
会計事務所（税理士）の名称、連絡先	○ 事業所が給与支払報告書の作成等に係る作業を税理士に委託している場合において、記載内容についての問合せを委託税理士に行う必要があるため。（B 市）
提出市区町村数（住所地別市区町村数）	○ 事業所に送付する他市区町村提出分の総括表の枚数を確認するため。（C 市） ○ 年末調整資料の封入に際し、総括表（他市区町村提出用）の封入枚数を本項目から算出しているため。（G 市）
徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	○ 徴収方法別の人員数をあらかじめ事業所に記載してもらうことにより、徴収方法の区分に係る報告に誤りがないかの確認作業を効率的に行うことができるため。（A 区、B 市、C 市、E 市、F 市、I 市、K 市、L 市）
納付書の送付の可否	○ 口座振替の利用により、個人住民税の納付書の送付を不要とする事業所が増えたことから、あらかじめ確認することにより納付書の送付事務を縮減できるため。（E 市、F 市） ○ ネットバンキングを利用する事業所など、本来、納付書を送付する必要のない事業所に納付書を送付した場合に、事業所から「なぜ納付書を送付してくるのか」と苦情を寄せられることがあるため。（F 市、I 市）

(注) 1 当局の調査結果による。

2 eLTAX 様式には、「給与支払者の指定番号」と「会計事務所（税理士）の名称、連絡先」は含まれている。

(2) 事業所から地方公共団体に提出された給与支払報告書の取扱い状況

事業所から提出された給与支払報告書の取扱いについて、12 地方公共団体（A 区～L 市）から聴取したところ、いずれも「当市（区）において、個人住民税の賦課徴収に係る事務のために使用している独自のシステム（以下「個人住民税システム」という。）に入力する。」としている。

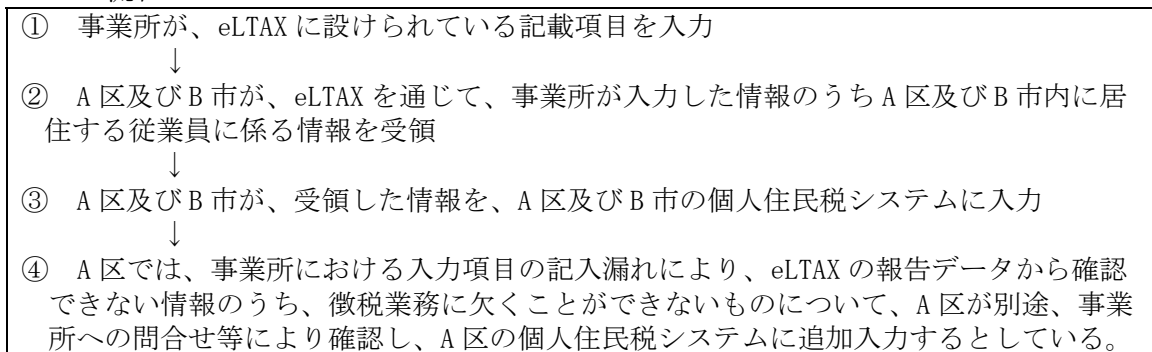
一方、給与支払報告書は、全ての市区町村で、eLTAX を利用して提出することも可能となっており、12 地方公共団体（A 区～L 市）のいずれも、現状、給与支払報告書の提出は、eLTAX による提出が義務化されている事業所を除き紙媒体による提出及び eLTAX による提出のいずれも受け付けていると説明している。

また、12 地方公共団体（A 区～L 市）のいずれも、事業所が eLTAX により給与支払報告書を提出した場合の取扱いの流れについて、eLTAX では、事業所が入力した情報を受領（注）するのみであるとしており、受領した情報は、個人住民税システムに入力（入力内容の更新）するとしている。

（注） eLTAX に事業所が入力した情報を、CSV 形式の電子ファイルによりダウンロード

このほか、12 地方公共団体（A 区～L 市）のうち 2 地方公共団体（A 区、B 市）から、eLTAX により事業所が給与支払報告書を提出した場合の事務の実情について具体的に聴取したところ、表 8 のとおりであるとしている。

表 8 A 区及び B 市における、事業所が eLTAX により給与支払報告書を提出した場合の取扱いの流れ



（注） 当局の調査結果による。

このうち、A 区では、表 8 のとおり、eLTAX による給与支払報告書の提出を受ける際に、事業所における入力項目の記入漏れにより、事業所に記入漏れの内容について確認し、個人住民税システムに追加入力しなければならない事例があるとしている。

このような eLTAX による給与支払報告書の提出における事業所の報告漏れについて、10 地方公共団体（C 市～L 市）にも確認したところ、表 9 のとおり、以下の①及び②の意見が聴かれた。

- ① 4 地方公共団体（C 市、F 市、H 市及び J 市）から、事業所が記入漏れをした状態で提出されることがあるとしており、このうち 1 地方公共団体（F 市）は、記入漏れの情報について補足確認が必要となっているとの意見が聴かれた。

- ② このほか、1 地方公共団体（G 市）から、記入漏れではないが、総括表に記載されている報告人員が個人別明細書の件数より多い場合に、事業所に問い合わせる必要が生じるとしている。

表 9 eLTAX による給与支払報告書の提出における事業所の記入漏れ等に関する地方公共団体の意見

地方公共団体名	意見等
C 市	eLTAX による給与支払報告書の提出を受ける際、全ての記載項目で、事業主が記入漏れをした状態で提出されるケースがみられる。
F 市	eLTAX による給与支払報告書の提出を受ける際、事業主が記入漏れをした状態で提出される場合があり、補足確認が必要となっている。特に、以下の記載項目については、記入漏れをさせない設定とすることができればよい。 ○ 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 （記載内容について事業所の担当者に電話確認することができないため。） ○ 給与支払者の個人番号又は法人番号 （確認作業が手間であるため。）
G 市	記入漏れではないが、総括表に記載されている報告人員が、添付されている個人別明細書の件数よりも多いケースがある。この場合、個人別明細書の添付漏れが疑われるため、事業所に問い合わせる必要が生じる。
H 市	「指定番号」及び「給与支払者の個人番号又は法人番号」の欄が記載されないまま提出されることがある。
J 市	「給与支払者の個人番号又は法人番号」の欄が記載されないまま提出されることがある。

(注) 当局の調査結果による。

(3) 規制改革推進会議における総括表の様式に係る検討状況

平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、表 10 のとおり、地方自治体における手続上の書式・様式のうち、経済活動に影響する書式等であって、①一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、②事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するものを対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、改善方策を検討し、結論を得るとしている。

表 10 規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）(抜粋)

<p>II-6.-(2)-⑤ 地方における規制改革</p> <p><u>地方自治体における手続上の書式・様式（以下「書式等」という。）について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、</u></p> <p><u>a 一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、</u></p> <p><u>b 事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するもの、</u></p> <p><u>を対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、事業者の負担を踏まえてリストアップした事項について、それぞれの実態等に応じ、改善方策（国の法令による統一化のほか、国から自治体への技術的助言による書式等のひな型の提示、自治体側の連携による書式等のひな型の作成など）を検討し、結論を得る。</u>その際、個々の手続に応じて、自</p>

治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

【平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
（所管府省：規制所管府省、内閣府（規制改革推進室））

（注）下線は当局が付した。

これを踏まえ改善を検討する書式等の一つに総括表が挙げられており、表 11 のとおり、総務省自治税務局は、書式・様式が異なることによる事業所の負担についての関係団体の意見を踏まえ、講ずべき改善方策として、eLTAX の活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行うこととしている。

表 11 総括表の書式・様式が異なることに係る改善方策の検討結果

<p>【所管府省】 総務省（自治税務局市町村税課）</p> <p>【書式等の名称】 給与支払報告書（総括表）</p> <p>【書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担】（一部抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 給与支払報告書（総括表）が各区市町村から送付されてきますが、封書に入って送付してくる区市町村もあればハガキ形式で送付してくる区市町村もあり大きさも色々あるため整理が煩雑である。 また、返信用の封筒を入れてくる区市町村もあれば、入れてこない区市町村もあるので、入れてこない場合は封筒を用意し、宛先の住所等を調べなければならないので、企業側の負担は大きい。 昨年提出した給与支払報告書（総括表）を今回送付してくるとき全て印字している区市町村もあれば、全く印字してこない区市町村もあるため、印字してこない場合は全て企業側で書かなければならないので、企業側では大きな負担となる。 全ての様式や内容が統一されれば、処理作業の時間の短縮が図れる。 (経団連・企業 24)○ 市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。 (経団連・企業 16)○ 自治体により書式が異なるが記載事項は共通している。自治体の書式を使わず、電子申請(eLTAX)を使用している。 eLTAXは現在使用しているシステムとの制限が多く、はじかれてしまうことが多く、不便。また一度に送れるデータ数も少なく時間がかかる。 (経団連・企業 8)○ 自治体毎に様式が異なっている。年 1 回とはいえ、処理する量が多く、記入・仕分け等に手間がかかり、作業効率が良くない。電子フォーマット等による統一化を図って頂きたい。 (経団連・企業 29)○ 年末調整後に市区町村に提出する給与支払報告書（総括表）の書式が市町村ごとに異なっているため、システム化が難しい。 (同友会)○ ① 給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラであり A4、B4 といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。 ② 処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。 ③ 給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方自治体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に

手間がかかっている。

④ 従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、①サイズ・様式の統一化、②手続きの電子化をご検討願いたい。
(商工会連合会)

【各府省において講ずべき改善方策】

給与支払報告書（地方税法第317条の6第1項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

(注) 第33回規制改革推進会議（平成30年5月25日開催）付議資料に基づき、当局が整理した。下線は当局が付した。

(4) 地方公共団体間における総括表の様式統一に関連する取組

ア 関東甲信越圏内で共通して使用できる様式について

A区では、総括表について、独自様式を定める一方、関東地方では、昭和43年頃に定められた関東甲信越の1都9県（注）での共通様式（以下「関東甲信越様式」という。様式の詳細は表12参照）があり、現在でも、東京都内等の地方公共団体では共通様式として取り扱われている、と説明している。

(注) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

一方、A区における具体的な取扱いをみると、関東甲信越様式により総括表を提出することも可能としながらも、前年度に総括表の提出実績がある事業所には、独自様式の総括表をあらかじめ送付し、独自様式による総括表の提出を促している状況もみられた。

表 12 関東甲信越様式

平成31年度(30年分)給与支払報告書(総括表)		1月31日までに提出してください。	
追加 訂正	平成31年 月 日提出	※種別	※整理番号
1 給与の支払期間	平成 年 月分から 月分まで	10 提出区分	年間分 退職者分
2 給与支払者の個人番号又は法人番号		11 給与支払の方法及び日	
3 給与支払者番号	〒 - ※	12 事業種目その他必要な事項	
4 (フリガナ) 給与支払者地(住所)	電話() - 番	13 提出先市町村数	
5 (フリガナ) 名称(氏名)		14 受給者総人員	名
6 代表者の職氏名印		15 報告書人員	名
7 経理責任者氏名		16 うち退職者人員	名
8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	係 氏名 () - 番 内線 番	17 所轄税務署	税務署
9 会計事務所等の名称	() - 番	18 払込を希望する金融機関の名称及び所在地	(名称) (所在地)
		19 給与の計算単位(賞与等)の名称	

二枚目に下敷をしてください。
市町村提出用

- 追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれ○で囲んでください。
- 「1 給与の支払期間」欄には、「15 報告書人員」(提出区分が「退職者分」の場合は「うち退職者人員」とする。)に給与を支払った期間を記載してください。
- 「2 給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「10 提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。
- 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員(退職者人員を含む。)を延べ人数で記載してください。
- 「16 うち退職者人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する退職者の人員を延べ人数で記載してください。
- ※印の欄は記載しないでください。

(注) 当局の調査結果による。

イ 九都県市特別徴収推進検討会における総括表の様式の統一化の動きについて

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及びこれら4都県内に所在する5政令市が組織する「九都県市特別徴収推進検討会(注)」は、総括表が各市区町村で相違しており、事業所の負担増となっていることを踏まえ、平成29年に総括表のうち事業所が記入を要する部分は原則統一するとの方針を定めるとともに、同方針に基づき、表13のとおり総括表の共通様式を策定している。

(注) 首都圏において多くの者が都県域を越えて通勤している状況を踏まえ、同圏域に所在する都県及び政令市が特別徴収の効果的な推進を一体となって取り組むことを目的として設置された検討会。

表 13 九都県市特別徴収推進検討会が定めた総括表の共通様式

平成 年度(年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。

追加 平成 年 月 日 提出 特別徴収義務者指定番号

訂正 長 殿

1 給与支払期間	平成 年 月分から 月分まで	10 提出区分	年間分	退職者分
2 個人番号又は法人番号			11 給与支払の方法及び期日	
3 郵便番号			12 事業採択の必要事項	
4 (フリガナ)			13 提出先市区町村	
所在地(住所)	電話()		14 受給者総人員	人
5 名称(氏名)			15 特別徴収(給与不引)報告人員	人
6 代表者の職氏名印			普通徴収切替理由書の合計人員	人
7 経理責任者氏名			合計	人
8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	係氏名 () - 番内線()	17 納税義務者	16 所轄税務署	税務署
9 会計事務所等の名称及び電話番号	() - 番	17 納税義務者(住所)	納入書	要・不要

① 追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」とそれぞれ○で囲んでください。

② 「1給与支払期間」欄には、「15報告人員」に給与を支払った期間を記載してください。

③ 「2個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。

④ 「8連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

⑤ 「10提出区分」欄は、退職者についてのみ給与支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。

⑥ 「11給与支払の方法及び期日」欄には、月給、遅給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

⑦ 「14受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。

⑧ 「15報告人員」欄には、提出先の市区町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員(退職者人員を含む。)を延べ人数で記載してください。なお、普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

(注) 当局の調査結果による。

4 関係行政機関の意見

(1) 総務省自治税務局

- 地方税に関する事務については、地方税法において地方公共団体がその課税権を行使し得る範囲(枠)を定め、具体的な徴税事務については、地方公共団体が地方税法を踏まえて定める条例により定めることが基本である。

しかし、総括表については、「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」において、事業所の事務負担軽減のために、様式は法定様式によることを地方公共団体に強く求めている。

- 各市区町村が定めている総括表の様式の全てを承知してはいないが、一部の市区町村において必ずしも法定様式を利用していないことは承知している。

当局としては、前述のとおり、様式は法定様式によることを求めているものの、地方公共団体において、それぞれの事情に応じて独自の様式を定め事務を行う場合があり、統一に至らない状況である。

- ・ 法定様式については、マイナンバー制度導入時に、法人番号の記載欄を定めたほかは、近年、様式改正を行っていない。
現在、法定様式について市区町村からも様式を見直してほしいとの意見が寄せられていないことから、現時点では改正の予定はない。
- ・ 既に、基準年（前々年）に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の事業所については、eTAXを利用した地方税の電子申告が義務付けられている。令和3年1月以後は、電子申告義務化の対象について、100枚以上の事業所にまで対象が広がることとされており、eTAXの利用率は更に高くなると想定している。
上記の電子申告義務化の対象拡大と併せて、まだ電子申告を導入していない事業所に対する利用推進を図ることを通じて、給与支払報告書に係る事業所の負担軽減を図りたい。

(2) 地方公共団体

① A区

（紙媒体での総括表の提出に関する意見）

- ・ 当区では、紙媒体での総括表の提出に関して、区として必要な情報が確実に入手できるよう、事業所に対し独自様式により報告するよう推奨している。しかし、国全体として統一した様式を作るのであれば、事業所の記入漏れや、記入漏れによる区の補正作業といった対応も減ると考えられ、事業所及び区の双方の負担軽減につながると思う。
- ・ 仮に、国全体として紙媒体の総括表の様式を統一することとした場合、総括表への宛先や指定番号の印字を新たな様式に対応するよう調整する必要などにより、予算の支出が必要となることは想定されるが、これまでも税制改正の度に総括表の様式を見直しており、対応は可能である。

ただし、新たな総括表の様式の使用に対応するための準備に必要な時間を確保することには配慮してほしい。

（eTAXにおける総括表の提出に関する意見）

- ・ eTAX様式の、「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄及び「指定番号」欄については、これらの欄に入力しなくても報告を提出することが可能となっているため、事業所が、これらの欄に番号を入力しないまま提出する場合もある。

「給与支払者の個人番号又は法人番号」や「指定番号」を入力しないまま提出されると、以前から当区内に所在していた事業所であっても、名称や所在地の変更が生じた場合、誤って新規事業所と判断し、問合せ等を行ってしまうことがある。

今後、eTAXによる提出が更に増加した場合、上記のような事例が多く発生すると考えられ、確実に「給与支払者の個人番号又は法人番

号」及び「指定番号」を入力してもらうことが必要と考えている。

このため、eLTAXにおいて、少なくとも「給与支払者の個人番号又は法人番号」(注)を、必須の入力項目として、入力しなければ提出できない設定に見直してほしい。

(注) 「指定番号」については、新規に設立された事業所においては付番されていないため、入力できない。

② B市

(紙媒体での総括表の提出に関する意見)

- ・ 総括表を提出する事業所の負担を考慮すると、様式を統一することが必要である一方、市区町村において使用している個人住民税システムがそれぞれ異なることを踏まえると、統一が困難な部分が生じる可能性も考えられる。

このことを踏まえると、様式をある程度統一しながらも、各市区町村が様式を一部修正できる裁量を認めることは必要ではないか。

- ・ 現在、各市区町村において総括表の様式を定めるに当たり、法定様式から事務に不要な記載項目の削除及び事務に必要な記載項目を追加していることを踏まえると、総括表の様式の統一に当たっては、市区町村の意見を踏まえて様式を定めてほしい。
- ・ 現在、eLTAXによる総括表の提出も可能であるが、総括表を紙媒体で提出したいという事業所は一定数ある。特に個人事業主では紙媒体で提出するニーズが多い印象があり、今後も紙媒体での提出を希望する事業所が無くなることはないと思われる。

(eLTAXでの総括表の提出に関する意見)

- ・ 当市における個人住民税の賦課徴収業務に必要な情報については、おおむね eLTAX から出力可能(注)であり、eLTAX から出力される情報に不足を感じたことはない。

(注) B市の総括表の様式に設けられている情報のうち、eLTAX様式に設けられていない記載項目に「徴収方法(特別徴収、普通徴収)別の報告人員」があるが、B市は「同情報は、給与支払報告(個人別明細書)に係る入力内容に含まれており、eLTAXにおいて確認可能」としている。

(3) 関係団体、事業所

① 税理士

- ・ 私の活動する地域の周辺の市区町村では、総括表の記載項目にさほど大きな違いはない一方、総括表の用紙の大きさや記載欄の位置といった様式はそれぞれ異なっている。

給与支払報告書を提出する立場からすると、総括表の様式が提出先の市区町村ごとに異なっている場合は、手続が非常に煩雑となる。また、手続に不慣れた事業所の場合、様式が異なると別の手続の書類であると誤認するケースも多いだろう。

- ・ eLTAX では、全ての市区町村において全国統一様式による給与支払報告書の提出が可能である。

しかし、小規模の事業所では、eLTAX を利用するために使用するパソコンの導入や、給与事務の担当職員に eLTAX の利用を習熟させることも困難というケースもある。

このことを考慮すると、今後、eLTAX の利用促進が図られても、紙媒体で給与支払報告書を提出することを希望する事業所のニーズが無くなることはないと考えられ、このような事業所の手続負担を軽減するため、是非、総括表の様式を統一してもらいたい。

② 事業所 1 (商工会)

- ・ 押印の要否や記載が必要な項目等が市区町村によって様々で分かりにくい。総括表の様式が統一されている方が、初めて業務を担当するときにも調べやすくよい。

③ 事業所 2 (商工会)

- ・ 当事業所では、毎年 9 人ほどの従業員に係る給与支払報告書を、6 から 7 市区町村へ紙媒体で提出している。
- ・ 記載場所や欄の大きさ等市区町村ごとに微妙に異なっていて作業が大変な上に、紙の大きさも異なっており、保管もしづらく困っているので、総括表の様式が統一されるのであれば大変有り難い。

④ 事業所 3 (電気配線工事業)

- ・ 当事業所には、現在 9 人の従業員がいるが、従業員が居住する市の数は 4 市である。総括表は、それぞれの市に紙媒体で作成し提出している。
- ・ eLTAX を利用した給与支払報告書の提出については、従業員数が増加すれば検討するかもしれないが、現時点では予定はない。
- ・ 当事業所では、総括表の作成及び提出は税理士に委託し実施しているため、提出に当たっての負担感は分からない。

ただし、総括表は、様式が市区町村ごとに異なるので、それぞれの市区町村の総括表について、一見しただけでは、別の手続の書類ではないかと思ってしまう。

行政相談マスコット
キクーン

75歳になった方の保険料納付手続の負担軽減に向けて

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る厚生労働省の取組—

あっせんのきっかけとなった行政相談委員意見※

住民から、「市役所から、75歳になり後期高齢者医療制度に加入してしばらくの間は、保険料が年金から天引きされないの、金融機関の窓口に出向いて、納付書で支払うか、口座振替の手続をして支払ってください、と言われた。」と相談を受けた。

高齢者にとって、保険料の納付や、口座振替の手続を行うために金融機関に出向くのは大変なので、見直しできないか。

※行政相談委員意見：行政相談委員が、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）第4条の規定により、総務大臣に対し提出する、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見



行政苦情救済推進会議※の意見を踏まえ、総務省行政評価局から厚生労働省保険局へあっせん



保険料納付のために、銀行まで出向くのは大変だよ。



※行政苦情救済推進会議：総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）



あっせんの内容は、別紙1「あっせんのポイント」を見てね！

厚生労働省の対応状況（回答）

- ① 都道府県・市町村・広域連合に対し、あっせんの内容を周知するとともに、各市区町村において当該あっせん内容に係る取組を検討していただきたい旨を通知※

※ 後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収に係るあっせんについて（周知）及び当該あっせん内容に係る市町村の取組事例の収集について（依頼）（令和元年12月10日保高発1210第1号）
：別紙2参照

- ② あわせて、全国の市区町村におけるあっせん内容に係る取組事例の収集及び報告を依頼

今後、取組事例について整理した上で、令和2年2月末までに、都道府県・市区町村・広域連合に周知予定



銀行や郵便局に出向かなくても口座振替の申込ができるようになると助かるよね！その後の状況は次報を見てね！



<連絡先>

総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

令和元年 11 月 14 日



75 歳になった方の保険料納付手続の負担が軽減されます。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、高齢者が保険料納付を金融機関まで出向かなくても行えるように、令和元年 11 月 14 日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談委員からの意見を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談委員からの意見（要旨）

住民から、「市役所から、75 歳になり後期高齢者医療制度に加入してしばらくの間は、保険料が年金から天引きされないのので、金融機関の窓口に出向いて、納付書で支払うか、口座振替の手続をして支払ってください、と言われた。」と相談を受けた。

高齢者にとって、保険料の納付や、口座振替の手続を行うために金融機関に出向くのは大変なので、見直しできないか。

75 歳を迎えた加入初年度は、年金からの天引きの準備が間に合わないため、普通徴収（納付書又は口座振替でのお支払い）となります。



（市区町村における広報例のイメージ）

行政苦情救済推進会議において審議

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）。

詳しくはこちら ⇒ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

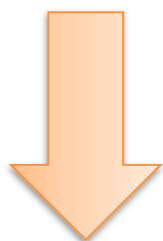
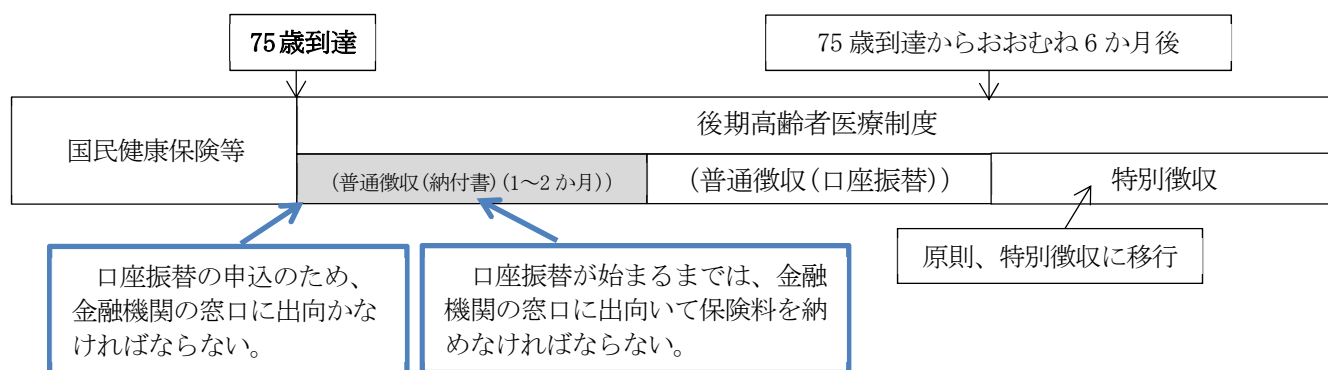
《あっせんの内容》

地方公共団体に対し、以下の取扱いが可能と周知するための通知を発出することについて検討すること。

新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、当該者が 75 歳に到達する前に、口座振替による保険料の納付を希望する場合には申込書の提出が必要であることを分かりやすく説明する資料と合わせて、口座振替の申込書を送付するとともに、当該申込書の郵送による提出を受け付け、金融機関に届けること。

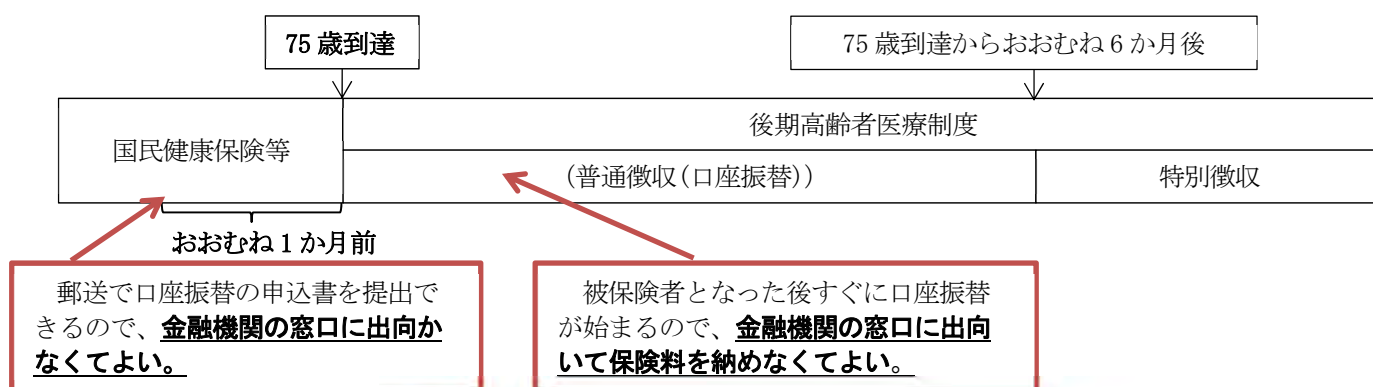
※あっせんによる効果は裏面参照

【現状】



近くに銀行や郵便局がない方や、お体の不自由な方は、わざわざ出かけるのは本当に大変だよ！

【あっせんによる効果（イメージ）】



わざわざ出かけなくてもよくなるね。

＜参考＞ 行政相談委員

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、総務大臣が委嘱した民間ボランティアで、全国に約5,000人（各市区町村に1人以上）が配置されています。

全国の市・区役所や町村役場などで定期的に相談所を開設するなどし、皆さまからの行政に関する苦情や相談を広くお聴きし、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

(本件に関する連絡先)
 総務省 行政評価局 行政相談管理官室
 電話：03-5253-5111 (代表)

保高発 1210 第 1 号
令和元年 12 月 10 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）

後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収に係るあっせんについて（周知）及び
当該あっせん内容に係る市町村の取組事例の収集について（依頼）

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申
上げます。

この度、後期高齢者医療制度における被保険者からの保険料徴収について、総務省行政
評価局長から厚生労働省保険局長に対して、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条
第1項第15号の規定に基づき、「後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（あっせ
ん）」（令和元年11月14日付け総評行第34号）（別添2）のとおり、あっせんが行われまし
た。

その内容は、「新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、口座振替の申込
書と分かりやすい説明資料を被保険者に対して送付するとともに、当該申込書の郵送によ
る提出を受け付け、金融機関に届ける取扱いが可能である旨を厚生労働省から地方公共団
体に通知すべき」（別添2の2(2)）というものです。

これを受け、厚生労働省としては、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、
当該あっせん内容に係る取組を検討していただきたいと考えております。

また、総務省行政評価局が市町村に対して実施した調査結果（別添2の別紙3(4)）によ
ると、既に一部の市町村において当該取組事例があるとのことです。厚生労働省として
も、全国の市町村でどのような取組が行われているのかを把握した上で、各地方公共団体
に対して取組事例の周知を図りたいと考えておりますので、都道府県におかれましては、
市町村における取組事例の収集について御協力をお願いいたします。

記

1 経過

行政相談委員から、総務省に対して、「後期高齢者医療制度の被保険者となった直後か
ら特別徴収により保険料を納付できるようにしてほしい。」旨の意見提出があり、総務大

臣が開催する行政苦情救済推進会議において検討（令和元年6月21日第114回及び同年9月18日第115回）されました。

その結果、後期高齢者医療制度における被保険者からの保険料徴収について、総務省行政評価局長から厚生労働省保険局長に対して、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号の規定に基づき、「後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（あっせん）」（令和元年11月14日付け総評行第34号）（別添2）のとおり、あっせんが行われました。

その内容は、「新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、口座振替の申込書と分かりやすい説明資料を被保険者に対して送付するとともに、当該申込書の郵送による提出を受け付け、金融機関に届ける取扱いが可能である旨を厚生労働省から地方公共団体に通知すべき」（別添2の2(2)）というものです。

2 あっせん内容に係る市町村の取組事例の収集について

1のあっせん内容を受け、厚生労働省としては、各市町村において、当該あっせん内容に係る取組を検討していただきたいと考えております。

また、総務省行政評価局が市町村に対して実施した調査結果（別添2の別紙3(4)）によると、既に一部の市町村において当該取組事例があるとのこと。厚生労働省としても、全国の市町村でどのような取組が行われているのかを把握した上で、各地方公共団体に対して取組事例の周知を図りたいと考えておりますので、都道府県におかれましては、管下市町村において既に実施している取組事例について収集した上で、別添1の回答様式により、令和2年1月10日（金）までに当課まで御報告いただきますようお願いいたします（特段の取組を行っていない場合は、その旨の御報告をお願いいたします）。

回答様式

都道府県名：
担当部署：
連絡先：

あっせん内容に係る市町村（特別区を含む）の取組事例

市町村名（特別区を含む）：
被保険者数（令和元年9月30日時点）：
・取組の概要（取組を進める上での工夫）
・取組による効果

別添2（後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（令和元年11月14日付け総評行第34号））は添付省略

保高発 0228 第 1 号
令和 2 年 2 月 2 8 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収に係るあっせん内容に係る
市町村の取組事例について（通知）

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度における被保険者からの保険料徴収について、先般お知らせしているとおり、総務省行政評価局長から厚生労働省保険局長に対して、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号の規定に基づき、「後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（あっせん）」（令和元年11月14日付け総評行第34号）により、あっせんが行われました。

その内容は、「新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、口座振替の申込書と分かりやすい説明資料を被保険者に対して送付するとともに、当該申込書の郵送による提出を受け付け、金融機関に届ける取扱いが可能である旨を厚生労働省から地方公共団体に通知すべき」というものです。

これを受けた「後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収に係るあっせんについて（周知）及び当該あっせん内容に係る市町村の取組事例の収集について（依頼）」（令和元年12月10日付け保高発1210第1号）による保険料徴収に係る取組事例の収集に当たっては、ご多忙のところ、多くの事例を提出いただきありがとうございました。

このたび、各都道府県よりご報告いただいた後期高齢者医療制度の保険料徴収に係る市町村（特別区を含む。以下同じ。）の取組事例を基に、別添のとおり「被保険者の保険料納付に係る口座振替手続の簡素化に向けた取組について」を整理いたしました。

厚生労働省としては、各市町村において、地域の実情を踏まえ、保険料徴収に係る取組の参考としていただきたいと考えております。各都道府県におかれては、別添の内容についてご了知の上、被保険者の保険料納付の際の負担感の緩和を図るため、こうした取組等について、管内市町村に周知いただき、被保険者の利便性の観点にも立ち、取組を推進されますようお願いいたします。

被保険者の保険料納付に係る口座振替手続 の簡素化に向けた取組について

被保険者の保険料納付に係る口座振替手続の簡素化に向けた取組について

1 概要

- 行政相談委員から、総務省に対して、「後期高齢者医療制度の被保険者となった直後から特別徴収により保険料を納付できるようにしてほしい。」旨の意見提出があり、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において検討（令和元年6月21日第114回及び同年9月18日第115回）された。
その結果、後期高齢者医療制度における被保険者からの保険料徴収について、総務省行政評価局長から厚生労働省保険局長に対して、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号の規定に基づき「後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（あっせん）」（令和元年11月14日付け総評行第34号）」のとおり、あっせんが行われた。
その内容は、「新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、口座振替の申込書と分かりやすい説明資料を被保険者に対して送付するとともに、当該申込書の郵送による提出を受け付け、金融機関に届ける取扱いが可能である旨を厚生労働省から地方公共団体に通知するべき」というものである。
- これを受け、厚生労働省としては、各市町村において、当該あっせん内容に係る取組を検討していただきたいと考えており、先般、「後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収に係るあっせんについて（周知）及び当該あっせん内容に係る市町村の取組事例の収集について（依頼）」（令和元年12月10日付け保高発1210第1号）により、保険料徴収に係る市町村の取組事例をご報告いただいたところ。
- 市町村からの報告の中では、口座振替による保険料納付を行う効果として、
 - ・ 被保険者にとっては、市役所や銀行等の窓口で現金を持参する必要がなく、安全であり、かつ、手間が少ない
 - ・ 市町村にとっては、特別徴収に切り替わるまでの保険料納付忘れを防止でき、収納率の向上につながる。その結果、滞納者への督促の業務が減少するといった点が挙げられている。こうしたこともあり、多くの市町村で口座振替による保険料納付を可能としているものの、実際には被保険者が市役所や金融機関に直接出向いて手続を行うなど、かえって被保険者の負担となることから、十分に口座振替が浸透していないといった意見も聞かれた。
- このため、市町村から報告いただいた取組事例を基に、次のとおり、**被保険者の口座振替手続の簡素化に向けた取組について事例を整理した。**

被保険者の保険料納付に係る口座振替手続の簡素化に向けた取組について

2 口座振替手続の簡素化に向けた取組について

○ ご報告いただいた取組事例から、各市町村において、被保険者の口座振替手続の簡素化に向けた取組を検討する上で参考になると考えられる主なポイントは次のとおり。

① **市役所や金融機関に出向かなくても口座振替の申込みを可能とする。**

- ・ 口座振替申込書を郵送提出用封筒とともに送付することや、往復はがき形式とすることにより、被保険者が市役所や金融機関へ足を運ばずとも郵送による提出が可能としている。
- ・ 他の事例として、口座振替の説明資料に専用サイトのURLを記載することで、パソコンやスマートフォンからインターネット上での口座振替の申込みを可能としている。

② **新たに後期高齢者医療の被保険者となる者に制度の説明会を開催し、口座振替の案内を実施する。**

- ・ 75歳に到達する者に、後期高齢者医療制度の説明会を開催し、その際に口座振替について理解いただく。
- ・ キャッシュカードを持参すれば、会場で口座振替を申し込める旨を予め周知し、専用端末を用意している。

③ **職員が個別訪問した際に、口座振替の案内を実施する。**

- ・ 納税相談員が納税相談や集金等に対応している住民について、75歳に到達する前に個別に訪問し、後期高齢者医療制度の概要及び保険料の口座振替について説明する。
- ・ 本人が希望すれば、その場で口座振替を申し込めるよう口座振替申込書を持参している。

④ **説明資料がわかりやすくなるよう工夫を行う。**

- ・ 説明資料について、徴収方法ごとのフローチャートやQ & A等を掲載し、わかりやすく説明している。

2 口座振替手続の簡素化に向けた取組について（続き）

- 検討に当たっては、市町村全体の収納率向上や被保険者の利便性向上の観点から、庁内の関係部署（税務担当課等）と連携の上、検討を進めることも有効と考えられる。
- なお、口座振替手続の簡素化については、被保険者の利便性向上や市町村の収納率向上といったメリットがある一方で、市町村では、通帳印や口座情報を把握していないため、印鑑相違や口座番号相違による口座振替申込書の不備があった場合、被保険者に再度提出していただく必要が生じるという課題があるとの意見も見られる。この点については、説明会を開催し、口座振替手続について丁寧に説明すること（②の取組）や、インターネット上での口座振替の申込みを可能とすること（①の取組）などにより対応している事例も見られたことから、各市町村の実情に応じて、これらの取組を併せて行うことも検討いただきたい。

被保険者の保険料納付に係る口座振替手続の簡素化に向けた取組事例①

① 市役所や金融機関に出向かなくても口座振替の申込みを可能とする。

岡山県玉野市

被保険者数(令和元年9月末時点)：
約12,000人

75歳に到達する月の2ヶ月前の月末に被保険者証を送付する際に、はがきによる口座振替申込書を同封した上で、市役所の後期高齢者医療制度所管課で口座振替申込書の郵送による提出を受け付け、各金融機関へ回送している。

和歌山県海南市

被保険者数(令和元年9月末時点)：
約10,000人

翌年度に75歳に到達する者に対し、口座振替申込書と口座振替案内リーフレットと返信用封筒を送付し、市役所の後期高齢者医療制度所管課で口座振替申込書の郵送による提出を受け付け、各金融機関へ回送している。

～ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付を口座振替にしませんか？ ～

口座振替にすると

- 納め忘れや滞りなく済みます。
- 納付の口座番号が自動的に引き落とされます。
- 一括で納付でき、労いから納付の負担が軽減されます。
- 納付忘れは少なく、便利です。

口座振替にできる金融機関

- 郵便貯蓄
- 三井住友銀行
- みずほ銀行
- ゆうちょ銀行
- りそな銀行
- 北越銀行
- 徳島銀行
- 和歌山銀行
- 和歌山信用金庫
- 和歌山信用銀行
- 和歌山信用協同組合
- 和歌山信用農業協同組合
- 和歌山信用労働組合
- 和歌山信用漁業協同組合
- 和歌山信用漁業協同組合
- 和歌山信用漁業協同組合

※口座振替依頼書の記入方法などに、ご不明な点がある場合は、保険年金課までお気軽にお問い合わせください。また、ご来庁いただければ、直接説明いたします。(来庁の際は、通帳と留印をご持参ください。)

※口座振替依頼書の記入方法などに、ご不明な点がある場合は、保険年金課までお気軽にお問い合わせください。また、ご来庁いただければ、直接説明いたします。(来庁の際は、通帳と留印をご持参ください。)

お問い合わせ先
和歌山県海南市 保険年金課
〒645-8501 和歌山県海南市 4-1-1
TEL 073-483-8435

和歌山県海南市 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付を口座振替にしませんか？

1. 納付忘れや滞りなく済みます。

2. 納付の口座番号が自動的に引き落とされます。

3. 一括で納付でき、労いから納付の負担が軽減されます。

4. 納付忘れは少なく、便利です。

和歌山県海南市 保険年金課
〒645-8501 和歌山県海南市 4-1-1
TEL 073-483-8435

現金受取人住所票

玉野支店 908

玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市 税務課 保険年金課 長寿介護課 都市計画課 行

1. 振込引当し	交付
2. 記載事項等確認	印鑑
3. 印捺付	印捺
4. その他	

口座振替依頼書 納付滞り解消 振込引当し申請書

9900100

被保険者の保険料納付に係る口座振替手続の簡素化に向けた取組事例②

① 市役所や金融機関に出向かなくても口座振替の申込みを可能とする。

宮崎県延岡市

被保険者数(令和元年9月末時点)：約21,000人

保険料の納付方法について、75歳到達者の保険証を毎月20日頃に発送する際、口座振替の案内文書と、口座振替申込書(はがき)を同封し周知している。

案内文中に、国民健康保険から後期高齢者医療保険へと加入制度が切り替わるため、口座振替手続が再度必要な旨を記載している。

また、インターネットを利用した口座振替受付サービスを実施しており、案内文書裏面に利用方法を記載している。

(表面)

安心・便利・確実な口座振替のご登録をおすすめします！

75歳の誕生日から今まで加入していた医療保険制度から後期高齢者医療保険制度へ移ることになり、被保険者一人ひとりが誕生日の翌月以降から後期高齢者医療保険料を納めることになります。

75歳になった年度の保険料については、**年金からの差し引きができません。口座振替又は納付書払いとなります。**

国民健康保険税を口座振替で納付していた場合も、制度が異なるため、口座振替情報の引継ぎができませんので、再度口座振替のご登録が必要となります。

【口座振替の申込方法】

- 同封の口座振替依頼書(はがき)での申込み
記入例を参考に必要事項を記入後、金融機関印出印をはっきりと押し、郵送もしくは国民健康保険課又は各支所窓口にご届ください。
- 市内の金融機関に備付けの口座振替依頼書での申込み
今回お送りした健康保険証、通知又はキャッシュカード、金融機関印出印が必要です。
- Web 口座振替受付サービスサイトでの申込み
スマートフォンなどから簡単に申込みができます。詳細は裏面をご覧ください。

【保険料額決定通知などについて】

- 保険料額については、誕生日の翌月翌月に保険料額決定通知書にてお知らせします。
- 「年金からの差し引き」に変更となる場合は、速知書でお知らせします。
- 納付書での納付を希望する場合は、手続不要です。保険料額決定通知書に納付書を同封します。

【お問合せ】延岡市 国民健康保険課 納付係 電話番号 0982(22)7055

(裏面)

延岡市は便利・安心・確実な口座振替をおススメします。

市税等の口座振替の申込みは

Web口座振替受付サービス

をご利用ください！

スマホ・パソコンから簡単に申込みができます！

口座振替受付サービス

お申し込み方法

- 延岡市ホームページから検索
- QRコードの読み取りでサイトへ移動

Web口座振替受付サービスをクリック

お申し込み方法

- 1. 延岡市ホームページから検索
- 2. QRコードの読み取りでサイトへ移動

お申し込み方法

- 1. 延岡市ホームページから検索
- 2. QRコードの読み取りでサイトへ移動

お申し込み方法

- 1. 延岡市ホームページから検索
- 2. QRコードの読み取りでサイトへ移動

お申し込み方法

- 1. 延岡市ホームページから検索
- 2. QRコードの読み取りでサイトへ移動

お申し込み方法

- 1. 延岡市ホームページから検索
- 2. QRコードの読み取りでサイトへ移動

お申し込み方法

- 1. 延岡市ホームページから検索
- 2. QRコードの読み取りでサイトへ移動

お申し込み方法

- 1. 延岡市ホームページから検索
- 2. QRコードの読み取りでサイトへ移動

被保険者の保険料納付に係る口座振替手続の簡素化に向けた取組事例③

② 新たに後期高齢者医療の被保険者となる者に制度の説明会を開催し、口座振替の案内を実施する。

山梨県韮崎市

被保険者数(令和元年9月末時点)：約4,300人

年齢到達資格取得者を対象に、誕生月の前月20日頃、**後期高齢者医療被保険者証交付及び制度や保険料についての説明会を開催**。説明会開催通知に、**口座振替手続を希望する場合にはキャッシュカードを持参するよう記載し、説明会終了後そのまま口座振替手続ができるようにしている**。説明会では資格取得後すぐには年金天引きが始められないことを説明し、口座振替の案内をしている。

キャッシュカードのみで口座振替を申し込むことができる
(申請用紙の記入、印鑑などの手続が不要)

銀行・市役所の窓口での手続きなので安心!

後期高齢者医療保険料の納付は
「口座振替」を
ご利用ください!

便利! 納期ごとに納付に行く時間や手間が省けます。

簡単! 手続きは一度だけなので簡単です。

安心! うっかり納め忘れる心配がなくなります。

★ 口座振替のお申し込み方法は以下の2通りあります。

①金融機関窓口で「申請用紙」による手続き

必要なもの	韮崎市預金口座振替依頼書 ^{※1} 、通帳、届出印、身分証明書
対象金融機関	山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・梨北農業信用組合・三井住友銀行甲府支店・ゆうちょ銀行・郵便局

※1 口座振替依頼書は金融機関及び市役所収納課の窓口にて備えてあります。

②市役所税務収納課で「キャッシュカード」による手続き

必要なもの	キャッシュカード(ご自身で暗証番号を入力していただきます。)
対象金融機関	山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・ゆうちょ銀行

《問合せ先》
 韮崎市 税務収納課 収納推進担当 ☎0551-22-1111 (内線 163~166)

被保険者の保険料納付に係る口座振替手続の簡素化に向けた取組事例④

③ 職員が個別訪問した際に、口座振替の案内を実施する。

三重県尾鷲市

被保険者数(令和元年9月末時点)：約4,400人

納税相談員が納税相談や集金等に対応している住民について、75歳に到達する前に**個別に訪問**し、後期高齢者医療制度の概要及び保険料の口座振替について説明している。本人が希望すれば、その場で口座振替を申し込めるよう口座振替申込書を持参している。

被保険者の保険料納付に係る口座振替手続の簡素化に向けた取組事例⑤

④ 説明資料がわかりやすくなるよう工夫を行う。

神奈川県海老名市

被保険者数(令和元年9月末時点)：
約15,000人

75歳到達月の前月の末頃に、口座振替申込書と併せて、口座振替申込依頼書の記入例や手続方法を徴収方法ごとに示したフローチャート等の説明資料を送付している。



フローチャートにより口座振替の手続方法について説明

岩手県北上市

被保険者数(令和元年9月末時点)：
約13,000人

75歳到達の半月前には被保険者証を郵送しており、口座振替申込書と併せて、口座振替申込依頼書の記入例やQ&A等の説明資料を送付している。

なお、これに加えて、口座振替の必要を感じなかった、通知を見逃したなどの理由により75歳到達時には依頼書を提出しなかった者に対して、一定期間をおいて口座振替の再勧奨を行っている。

【口座振替について、よくある質問】

Q1：口座振替申込書を書いたら、どこに出せばいいですか？
A1：申込書に書いた金融機関に出してください。口座番号に違いがないかを金融機関が確認し金融機関が市役所に申込書を郵送→市役所担当方が口座振替する、という流れになります。

Q2：郵便局の口座から引き落としはできますか？
A2：できます。ゆうちょ銀行口座から引き落としを御希望の場合は、この申込用紙ではなく、北上市内の郵便局に置いてある所定の用紙に記入し、提出をお願いします。

Q3：国民健康保険(国保)の保険証を持っていたときは、自動的に世帯主の口座から引き落としをされていたが、継続されないのですか？
A3：継続されません。国民健康保険とは異なる制度のため、改めて口座振替の手続きをしていただく必要があります。
国保証は必ず市役所に北上市、岩手県国民健康保険に加入後国民健康保険証を返却してください。

Q4：後期高齢者医療保険料は年金天引きになると聞きました。それでも口座振替の申込みは必要ですか？
A4：加入したばかりの方や、保険料が従前から追加になる場合など、年金天引きでは対応できない場合があります。そういった場合は「納付書」という形で、現金での納付をお願いします。口座振替の申込をしておけば、年金天引きができない場合、自動的に口座振替に切り替わりますので、納め忘れがなく便利です。

Q&A形式により口座振替の手続方法について説明

※口座振替申込書(3枚複写)の記入方法は別紙の「後期高齢者医療保険料用記入例」を参考にしてください。

令和元年12月24日
 (推進会議議事概要及び
 付議資料と併せて公表)



行政相談マスコット
キクーン

NHKの受信契約の解約等の仕方が分かりやすくなりました。 —行政苦情救済推進会議の審議を踏まえた改善—

総務省行政評価局は、NHKの受信契約の解約手続き等に対する国民からの苦情が多くなっていることにかんがみ、NHKの周知のあり方について、行政苦情救済推進会議において審議※してまいりました。

※令和元年9月21日及び同年12月9日

行政相談内容(要旨)

NHKの放送受信契約の解約の手続き等に関する苦情が、全国で多く寄せられている。相談内容は、契約者本人や遺族等が、どのように解約手続等を行ったらよいか分からないとしているもの。

(※) 相談の例

- ・ 両親が死亡し空き家となったが放送受信料が請求されるのは納得できない。
- ・ 特別養護老人ホームに入所し、自宅を不在にしていた期間でもNHKの放送受信料を納め続けてきたことに納得できない。



NHKのホームページを見ても、
 どうしたらよいか分からないね。

行政苦情救済推進会議において審議

行政苦情救済推進会議は、総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会(座長：松尾邦弘)。

審議状況(「NHKの受信契約の解約手続等の周知」)の詳細はこちら

⇒http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html



NHKにおける主な対応(改善：令和元年10月31日及び11月29日時点)

NHKは、行政苦情救済推進会議の審議を踏まえ、ホームページのレイアウト変更や掲載内容を見直すなど、改善措置を講じました。

※改善措置の内容は次頁以降参照

(本件に関する連絡先)
 総務省 行政評価局 行政相談管理官室
 電話：03-5253-5111(代表)

改善措置の内容（赤枠は当局による）

1 NHK ホームページ内の「受信料の窓口」ページを利用しやすくなるよう改善（令和元年11月29日時点）

(URL: <https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/>)

受信料の窓口

お手続きはこちらからどうぞ

○放送受信契約の解約や放送受信料の免除の情報にアクセスができます。

受信料・受信契約のご案内

NHKの放送受信料について、お支払い方法や手続き方法とともにご案内いたします。

各種お手続きについて

・新規契約
新たに受信契約のお手続きをされる方

・住所変更
ご転居や世帯合併に伴うお手続き
世帯からの独立もこちら

・衛星契約
地上契約から衛星契約への変更のお手続き

・口座振替でのお支払い
ご利用口座の変更もこちら
継続振込よりお得！👍

・クレジットカードでのお支払い
ご利用カードの変更もこちら
継続振込よりお得！👍

・家族割引
学生の1人暮らしや単身赴任、別荘などの受信料が半額
新規契約または住所変更をお申し込みのうえ、
お手続きください

・世帯消滅・受信機の撤去など
・受信機を没収した住居などがとも居住しなくなる場合
・廃業、故障などにより、受信契約の対象となる
受信機がすべてなくなった場合

・免除
・公的扶助を受給されている方
・視覚・聴覚障害者の方(身体障害者手帳をお持ちの方)
・社会福祉施設に入所されている方 など

・学生のみなさまへ
親元などから離れてお住いの学生の方の
受信料免除や割引のお手続きはこちら

振込用紙によるお支払いへの変更

よくあるご質問一覧

○「世帯消滅・受信機の撤去など」（放送受信契約の解約）、「免除」（社会福祉施設に入所している方）の情報にアクセスができます。



とても分かりやすくなったね。

※なお、NHKでも、改善措置の内容について、ホームページの「月刊みなさまの声」のコーナーで公表予定

2 「受信料の窓口」ページに設けられている「よくある質問集」に解約手続等を追加（令和元年10月31日時点）

○「受信契約がどのような場合に解約になるか」について応答
※あわせて、手続きにあたっての連絡先を掲載

(URL: <http://www.nhk.or.jp/faq-corner/2jushinryou/02.html>)

よくある質問集

質問集トップ > 受信料制度 受信料について > 受信契約、お支払い > 受信契約がどのような場合に解約になるのか

Q> 受信契約がどのような場合に解約になるのか

A> ○テレビ等の受信権(以下、「受信権」といいます。)を設置した住居にどなたも居住しなくなる場合や、廃棄、故障などにより、受信契約の対象となる受信権がすべてなくなった場合は、受信契約は解約の対象となります。

【解約の主な事由】

(1) 受信権を設置した住居にどなたも居住しなくなる場合

- ・2つの世帯が1つになる場合※
- ・世帯消滅
- ・海外転居 など

※ひとり暮らしの解消、単身赴任の解消など、2つの世帯が1つになる場合は、いずれか一方の受信契約が解約の対象となります。

(2) 廃棄、故障などにより、受信契約の対象となる受信権がすべてなくなった場合

- ・受信権の撤去
- ・受信権の故障
- ・受信権の譲渡 など

○受信契約の解約にあたっては、所定の届出書をご提出していただきます。

解約のお手続きは、こちらまでご連絡ください。

NHKふれあいセンター(営業) ナビダイヤル:0570-077-077

※IP電話等で上記のナビダイヤルをご利用できない場合、050-3786-5003をご利用ください。

※受付時間はいずれも午前9時～午後9時(土・日・祝も受付)です。

12月30日午後5時～1月3日はご利用いただけません。



連絡先まで記載されてるね!

○「ひとり暮らしだが社会福祉施設に入所した場合、これまで住んでいた住所の受信契約はどうなるのか」について応答

よくある質問集

質問集トップ > 受信料制度 受信料について > 受信契約、お支払い > ひとり暮らしだが社会福祉施設に入所した場合、これまで住んでいた住所の受信契約はどうなるのか

Q> ひとり暮らしだが社会福祉施設に入所した場合、これまで住んでいた住所の受信契約はどうなるのか

A> ○ひとり暮らしの方が社会福祉施設に入居される際に、当該施設に受信権を持ち込まれない場合は、受信契約の解約のお手続きが必要となります。一方、当該施設に受信権を持ち込まれる場合は、受信契約の解約ではなく、住所変更のお手続きが必要です。この場合、当該施設が社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設である場合は、入居された方は放送受信料の全額免除の対象となるため、あわせて受信料免除のお手続きをお願いします。

詳しくはこちらから
<http://pd.nhk.or.jp/jushinryo/taker-henkou.html>